

神奈川県 小田原・足柄下地域 循環型社会形成推進地域計画 (第2次)

小田原市

箱根町

真鶴町

湯河原町

湯河原町真鶴町衛生組合

令和元年 12 月 27 日

令和 2 年 4 月 1 日 変更

令和 2 年 12 月 1 日 変更

令和 3 年 3 月 31 日 変更

令和 3 年 12 月 1 日 変更

令和 4 年 11 月 30 日 変更

令和 5 年 11 月 14 日 変更

令和 5 年 11 月 24 日 変更

令和 6 年 7 月 24 日 変更

令和 6 年 12 月 2 日 変更

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	3
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	5
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化	6

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状	7
(2) 生活排水の処理の現状	8
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	9
(4) 生活排水処理の目標	11

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進	13
(2) 処理体制	16
(3) 処理施設等の整備	23
(4) 施設整備に関する計画支援事業	24
(5) その他の施策	25

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ	26
(2) 事後評価及び計画の見直し	26

【添付書類】

・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	添 1
・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	添 4
・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添 5
・参考資料	添 6
・別添資料	添 15

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

面 積 254.69 k m²

人 口 233,695 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

（内訳）

市町名	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
面積（k m ² ）※1	113.81	92.86	7.05	40.97
人 口（人）※2	191,181	11,389	6,960	24,165

※1 国土地理院公表データ（平成 30 年 10 月 1 日時点）による

※2 神奈川県人口統計調査結果（国勢調査結果に基づく推計値）による



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 (2020) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 7 年間を計画期間とする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には、計画期間等を見直すものとする。

表1 地域計画期間と主な施設整備の予定

整備予定施設	第2次地域計画							第3次地域計画				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
エネルギー回収推進施設（地域内）								第3次計画期間以降に実施を検討				
最終処分場（地域内）								第3次計画期間以降に実施を検討				
焼却施設基幹的設備改良（衛生組合）			計画・調査		基幹的設備改良事業			設備稼働				
マテリアルリサイクル推進施設（箱根町）	計画・調査			実施設計		剪定枝等ストックヤード整備		設備稼働				
廃棄物運搬中継施設（箱根町）	計画・調査			可燃ごみ中継施設整備		実施設計		焼却施設解体 設備稼働				

※ 湯河原町真鶴町衛生組合

構 成 町：湯河原町、真鶴町

所 在 地：神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95

設立年月日：昭和 52 年 2 月 1 日

事 務 内 容：ごみの中間処理、最終処分、施設建設の計画・施工

(3) 基本的な方向

小田原市と足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）で構成される「小田原・足柄下地域」は、神奈川県西部に位置し、都心から 100km 圏、横浜から 50km 圏にあり、年間を通じて比較的温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれている。

小田原市は、多くの先人によって築かれた長い歴史と伝統・文化のもと、後北条氏以来の城下町、東海道屈指の宿場町として栄え、現在は神奈川県西地域の中核的な都市である。多くの路線が乗り入れる小田原駅前を中心とする商業集積地のほか、恵まれた自然環境を生かした農業、工業や沿岸漁業など、幅広い産業が営まれている。

足柄下郡は、日本屈指の温泉地をはじめとした豊富な観光資源に恵まれ、観光産業の活発な地域である。

箱根町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、芦ノ湖など豊かな自然に恵まれている。古くから東海道の要衝として、また、温泉地、宿場町として栄え、国内外から多くの観光客が訪れており、今後も成長が見込まれるインバウンド観光の推進を図っている。

真鶴町は、箱根や熱海など大きな観光地に挟まれた港町である。海と山と緑に恵まれた町並みとともに、真鶴半島、本小松石、魚付き保安林などは町の豊かな自然を象徴するものとなっている。町では、これら貴重な自然遺産を保全するため、まちづくり条例（美の基準）により真鶴町らしいまちづくりを推進している。

湯河原町は、伊豆の玄関口に位置し、海、山、川などの恵まれた自然環境や歴史文化の香り漂う町並みなど、多彩な表情を持つ観光のまちである。湧き出でる温泉は、泉質・効能に優れているため、古くから湯治場として栄え、明治以降には文人墨客の静養地として発展してきた。

小田原・足柄下地域の人口は、約 233 千人（平成 30 年 10 月 1 日現在）であり、最近の 10 年間では 1 市 3 町すべて減少傾向を示している。

小田原・足柄下地域は、以下の方針で循環型社会の形成を目指す。

- ① 小田原・足柄下地域は、循環型社会を形成するために、ごみの発生抑制・排出抑制に努め、ごみ排出量の削減、一層のリサイクルの推進及びごみの安定処理の確保を図るとともに、温室効果ガス及び大気汚染物質の排出量を削減し、環境負荷を低減するため、施設の整備を順次行い、適正処理に努める。

計画期間中に整備を予定している施設は次のとおりとする。

- ・廃棄物運搬中継施設（新設整備事業） 52t/日
- ・ストックヤード（新設整備事業） 194.5m² (5.2 t/日)

- ② 資源ごみの回収量と資源化量の増加に向け、分別収集する品目の増加・統一、収集の方法、資源化を行う品目などについて引き続き検討する。また、可燃ごみの減量化に向け、家庭での生ごみ堆肥化などのほか、現在実施している各種の取組みを継続して推進する。

- ③ 可燃ごみを適正に、かつ、効率的に処理するため、地域内に焼却施設を2施設配置することとし、1つは小田原市清掃工場で第1次計画にて基幹的設備改良事業を行った。もう1つは足柄下郡にある湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設で小田原市同様、基幹的設備改良事業を行う。今後、既存の2焼却施設を集約するとともに、平常時・緊急時の相互バックアップを可能として、地域全体として合理的なシステムの構築を図る。

- ④ 最終処分量の削減とリサイクルの推進に向け、焼却残渣及び不燃残渣の資源化の拡大を図るとともに、一層のリサイクルの推進と処理の合理化・効率化を図る。また、箱根町にてストックヤードを新たに整備し、地域内の剪定枝類を集めて資源化を推進する。

- ⑤ 地域内の公共用水域の保全を図るため、各構成市町において、公共下水道の普及・整備、公共下水道接続率の向上に努め、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進に努める。

- ⑥ 焼却施設の集約化を図るため、地域内にエネルギー回収施設を1施設新設するが、設置時期等は今後検討していく。最終的には、第1次計画で小田原市、第2次計画で足柄下郡で基幹的設備改良した焼却施設を廃止し、新設するエネルギー回収施設に一本化する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町では、焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、ダイオキシン類対策等の環境保全対策などの共通した課題に対応するため、平成18年度から「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、現在に至っている。

平成24年12月に、喫緊の課題に対応するため策定した「小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画（第1次）」が国に計画承認されたことから、焼却施設の基幹改良・延命化や当該地域の埋立容量確保のための最終処分場の再生に向けた整備を行ってきた。

平成25年11月に、当面、既存施設の基幹的設備改良等の長寿命化を施しながら、小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていくことを示した「ごみ処理広域化の検討状況」を公表した。

現在のところ、小田原市は、焼却施設の基幹的設備改良工事を平成28年度から進めており、令和元(2019)年度の完成を目指し、焼却施設の基幹改良・延命化を図っている。

足柄下郡は、平成25年度から進めていた湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場再生工事が平成30年度に完成し、当該地域内の埋立容量の確保を図れたことから、引き続き、箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合が各々管理する焼却施設の統合を優先して検討している。このうち湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設は、今後、基幹改良工事や24時間運転への変更等を、また、箱根町の焼却施設は、廃止し、箱根町内の燃やせるごみを湯河原町真鶴町衛生組合に持ち込むための中継施設への改修等を検討している。そのことは、平成30年2月に、「ごみ処理広域化の検討状況」を作成し、地域住民等への周知を行っているが、地域的特性や観光渋滞などの収集運搬にかかる課題もあり、当分の間は、小田原市と足柄下郡の既存施設を改修・活用しながら、当該地域の集約化を目指して検討していくこととしている。

そのほか、令和元(2019)年度に、小田原・足柄下ブロックとして、「ごみ処理広域化実施計画」を策定し、ソフト面ではごみの分け方や出し方の統一、ハード面では足柄下郡3町におけるリサイクルセンター及びごみの中間処理にかかる広域的な対応など、今後に向けた広域化について、引き続き、検討し、効率的なごみ処理を実施していくこととしている。

神奈川県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら、「神奈川県ごみ処理広域化計画（現在は「神奈川県循環型社会づくり計画）」を策定している。

その中で当該地域は、県西ブロックの小田原・足柄下地域として位置づけられており、令和元年(2019年)12月に策定した「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」において、「今後のごみ処理体制としては、基本的にブロック内の施設を集約化していくこととし、基幹的な設備改良工事終了後、15年後から20年後程度を目標に検討していきます。」として、現在、小田原・足柄下地域の協議会を定期的に開催することにより、協議を進めているところである。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報誌等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

現状、容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル法人ルートで資源化、または焼却処理されている。製品プラスチックについては、サーマルリサイクル等により資源化、または焼却処理されており、市町間での分別収集、処分方法が統一されていない。

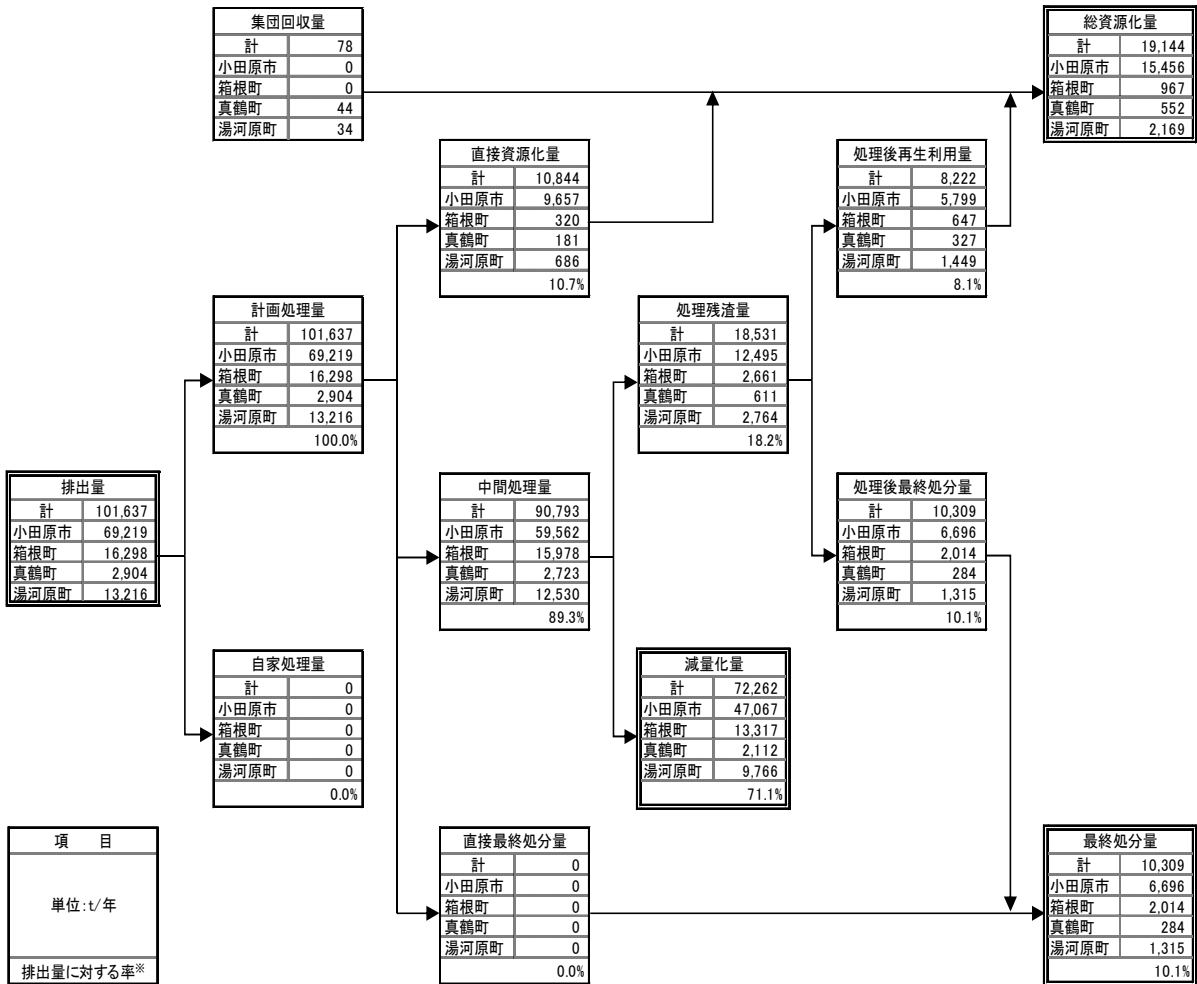
当面の間は、現在の分別収集、処分方法を継続するが、分別収集、処分方法の統一について協議し、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

各焼却施設では、温水の場内・場外利用を行っている。



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

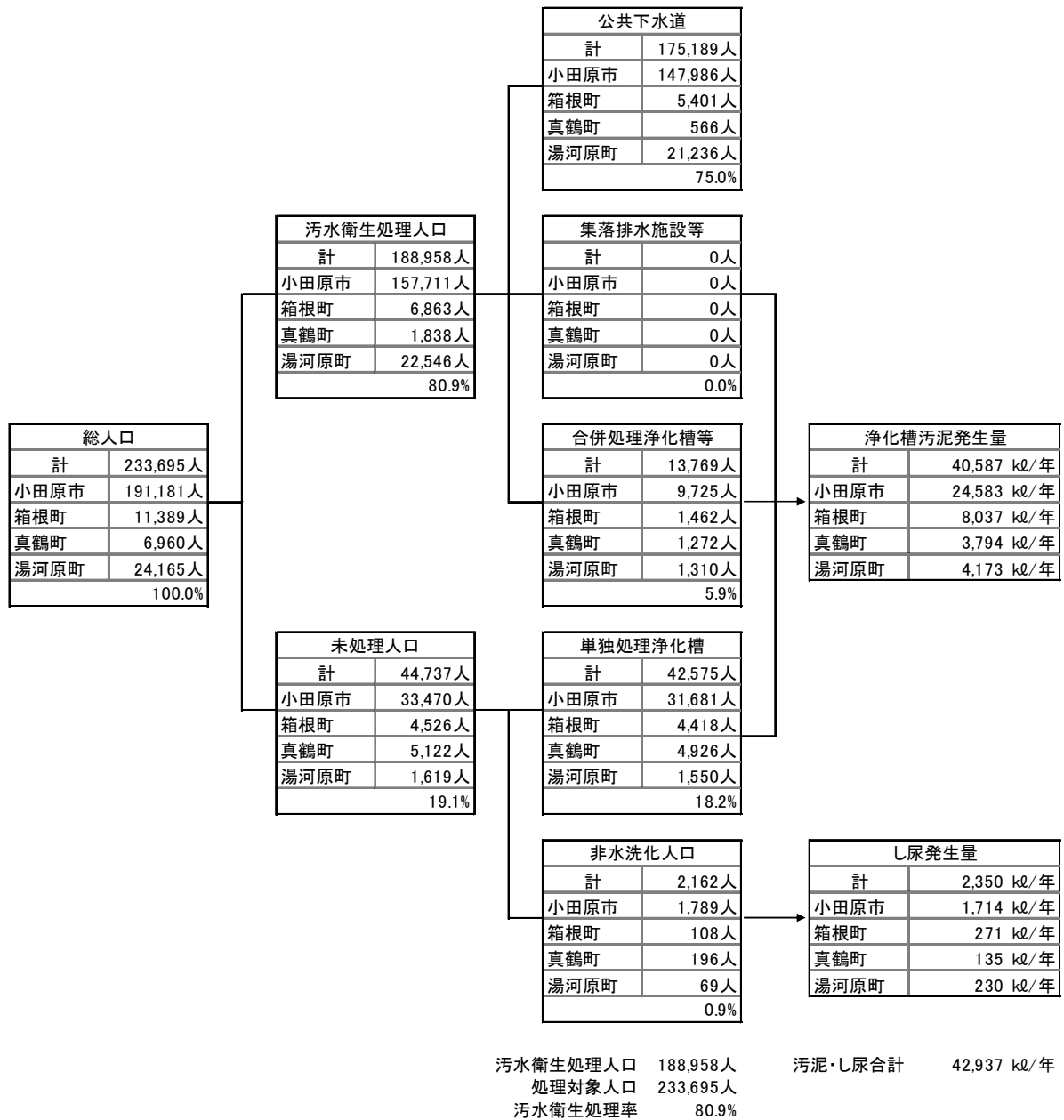


図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2 のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、令和 9 年度における目標達成時の一般廃棄物等の処理フローは、図 4 のとおりである。

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量	32,470 トン	32,000 トン (-1.4%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.77 トン/事業所	2.68 トン/事業所 (-3.3%)
	生活系 総排出量	69,167 トン	60,843 トン (-12.0%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	215.1 kg/人	202.9 kg/人 (-5.7%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	101,637 トン	92,843 トン (-8.7%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	10,844 トン (10.7%)	11,702 トン (12.6%)
	総資源化量	19,144 トン (18.8%)	22,226 トン (23.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用 量)	0 MWh 0 GJ	0 MWh 0 GJ
減 量 化 量	中間処理による減量化量	72,262 トン (71.1%)	63,399 トン (68.3%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	10,309 トン (10.1%)	7,300 トン (7.9%)

事業所数: 11,969事業所

事業所数: 11,435事業所

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋
集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

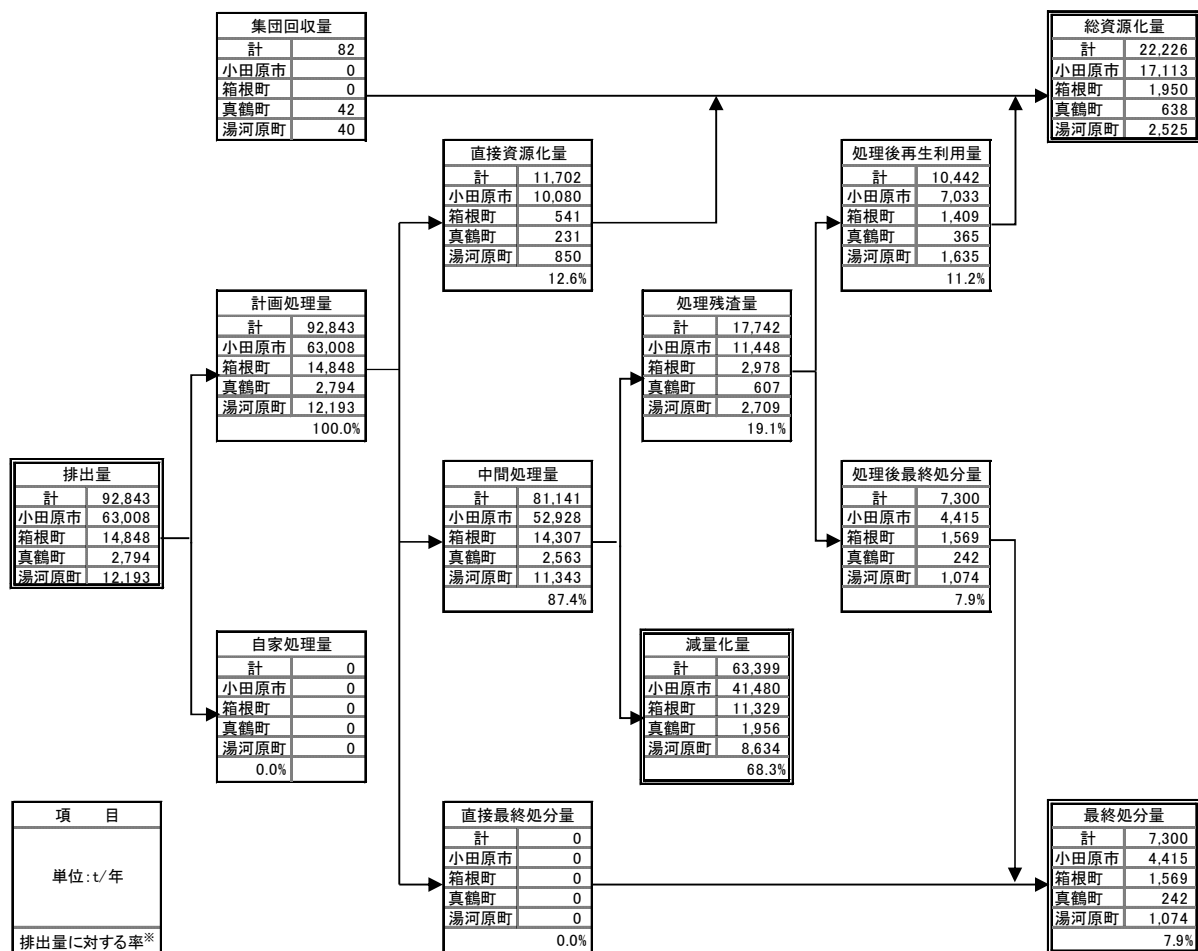
《用語の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位: トン〕

総資源化量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位: トン〕

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位: MWh〕及び熱利用量〔単位: GJ〕

最終処分量: 埋立処分された量〔単位: トン〕



※ 小数点第2位で四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和9年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 3 に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図るものとする。また、令和 9 年度における目標達成時の生活排水の処理フローは図 5 のとおりである。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標

		市町	平成30年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	小田原	147,986 人 (77.4%)	157,320 人 (86.8%)
		箱根	5,401 人 (47.4%)	5,051 人 (48.0%)
		真鶴	566 人 (8.1%)	1,421 人 (23.2%)
		湯河原	21,236 人 (87.9%)	20,361 人 (89.9%)
			175,189 人 (75.0%)	184,153 人 (83.5%)
	農業集落排水処理施設等		0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	小田原	9,725 人 (5.1%)	17,700 人 (9.8%)
		箱根	1,462 人 (12.8%)	1,851 人 (17.6%)
		真鶴	1,272 人 (18.3%)	1,895 人 (30.9%)
		湯河原	1,310 人 (5.4%)	1,194 人 (5.3%)
			13,769 人 (5.9%)	22,640 人 (10.3%)
	未処理人口	小田原	33,470 人 (17.5%)	6,240 人 (3.4%)
		箱根	4,526 人 (39.7%)	3,621 人 (34.4%)
		真鶴	5,122 人 (73.6%)	2,817 人 (45.9%)
		湯河原	1,619 人 (6.7%)	1,102 人 (4.9%)
			44,737 人 (19.1%)	13,780 人 (6.2%)
	合 計	小田原	191,181 人 (100.0%)	181,260 人 (100.0%)
		箱根	11,389 人 (100.0%)	10,523 人 (100.0%)
		真鶴	6,960 人 (100.0%)	6,133 人 (100.0%)
		湯河原	24,165 人 (100.0%)	22,657 人 (100.0%)
			233,695 人 (100.0%)	220,573 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	小田原	1,714 キロリットル	1,331 キロリットル
		箱根	271 キロリットル	126 キロリットル
		真鶴	135 キロリットル	92 キロリットル
		湯河原	230 キロリットル	114 キロリットル
			2,350 キロリットル	1,663 キロリットル
	浄化槽汚泥量	小田原	24,583 キロリットル	22,864 キロリットル
		箱根	8,037 キロリットル	7,903 キロリットル
		真鶴	3,794 キロリットル	2,579 キロリットル
		湯河原	4,173 キロリットル	2,988 キロリットル
			40,587 キロリットル	36,334 キロリットル
	合 計	小田原	26,297 キロリットル	24,195 キロリットル
		箱根	8,308 キロリットル	8,029 キロリットル
		真鶴	3,929 キロリットル	2,671 キロリットル
		湯河原	4,403 キロリットル	3,102 キロリットル
			42,937 キロリットル	37,997 キロリットル

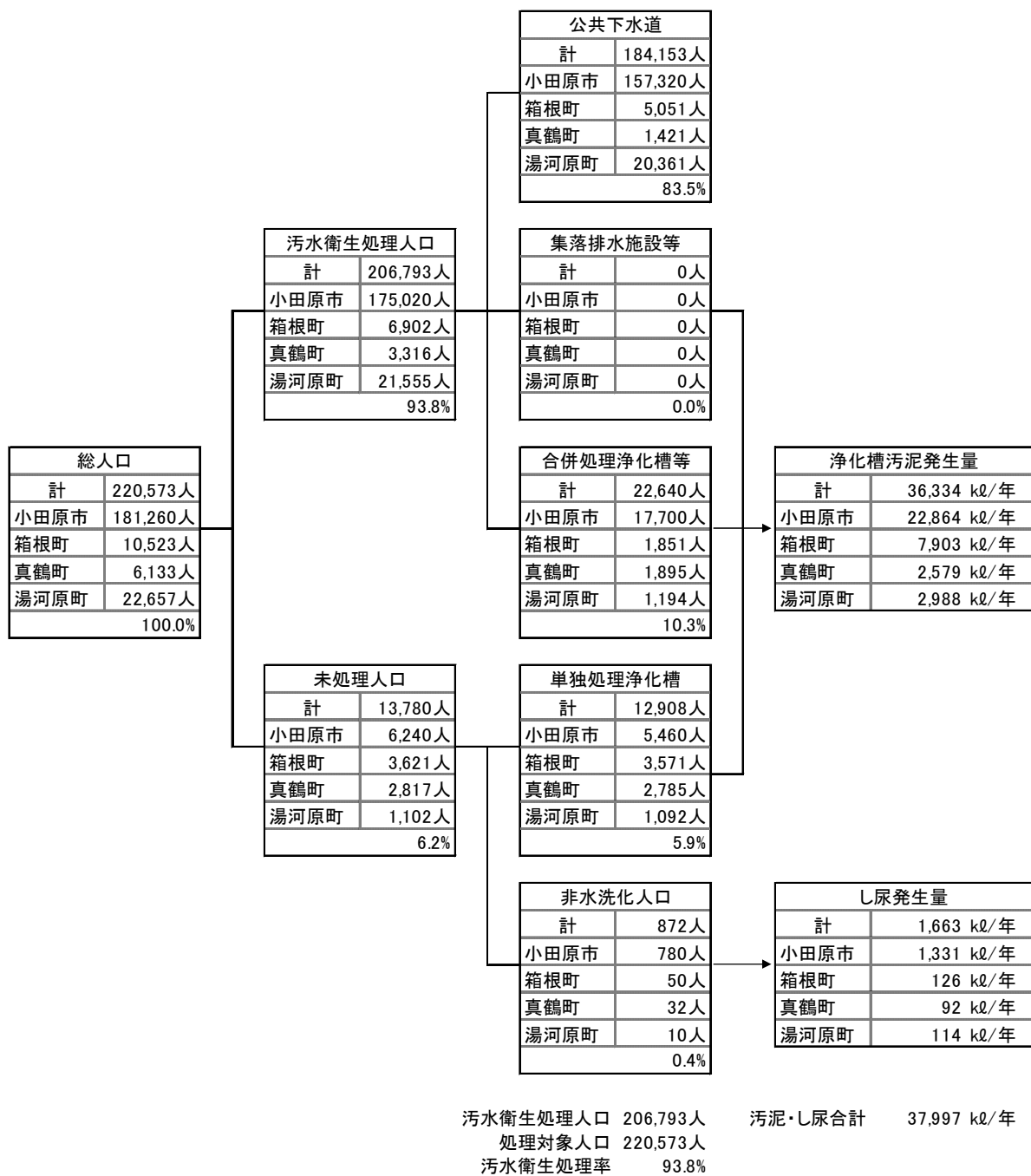


図 5 生活排水の処理状況フロー（令和 9 年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 小田原市における取り組み

有料化	
これまでの取り組みと今後の検討状況	
本市では、清掃工場に直接搬入されるごみについては、有料とし、1 kgあたり 25 円としている。 また、大型ごみについては、コール制（電話での事前予約制）の業者委託による戸別収集とし、証紙購入による手数料制度としている。 ごみ処理における費用負担のあり方については、小田原市一般廃棄物処理基本計画において、十分なごみの減量施策を実施した上でも明確な減量効果が見られない場合には、ごみの発生抑制や減量化に向けて、ごみ処理費用の有料化等を検討する必要があると位置付けている。	
環境教育、普及啓発、助成	
事業名等	事業内容
食品ロスの削減	食品ロスの発生要因等を把握するため調査を実施し、効率的な削減施策を展開する。各種広報媒体の活用や講演会や使い切り料理教室などにより啓発を行う。
生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	厨芥類の排出抑制策として、段ボールコンポストを使った生ごみの堆肥化を推進している。今後は、新規世帯増に向け、多方面での店頭説明会等を推し進めるとともに、継続して取り組めるよう基材の購入ルートの拡充を図る。
環境について学ぶ機会の提供・支援	清掃工場の見学や、きらめき出前講座・体験学習などの機会を通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、市民団体が実施する環境教育などの活動を支援する。
各種媒体を活用した情報発信	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法に基づく、家電4品目の適切な回収、リサイクルについての市民への周知、情報提供を行う。また、パソコンやオートバイについても同様に周知を図る。
生活系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
プラスチックごみの削減	レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減について市民に啓発するとともに、ポイ捨てや不法投棄の撲滅を徹底し、清掃活動を推進する。
剪定枝類の資源化	ごみの減量と資源化の推進に効果があることから、費用の低減策など、実現に向けて検討する。まずは、清掃工場へ直接搬入される剪定枝から対策を検討し資源化を進める。
紙類、トレー類・  表示のあるもの等の分別徹底	紙類、トレー類・  表示のあるものなどの資源物が、燃せるごみとして排出された中にまだ多く混入している。古紙リサイクル事業組合や自治会、環境美化推進員などと連携を図り、さらなる分別の徹底を図る。
古紙の収集・資源化の拡充	燃せるごみの約 40%を紙ごみが占める一方、古紙の回収量が年々減少している。古紙回収量の増加によるごみ焼却量削減と資源化推進のため、収集回数などについて検討し、分別への協力を求める。
BDFプロジェクトの推進	資源の地域内循環システムづくりの一環として、家庭などから回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、ごみ収集車両の燃料として活用する。

事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
事業系ごみの搬入検査の実施及び排出事業者への指導	処理施設へ搬入される廃棄物については、搬入検査を実施し、資源化可能な廃棄物や産業廃棄物が混入される等の分別が徹底されていない排出事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、適正処理への指導を行う。
事業系ごみの搬出基準・制度の見直し	事業者に対しては、法の規定に基づき、より一層の適正処理を目指し、排出基準や制度を見直すとともに、周知徹底を図り、事業系ごみの減量・資源化を進める。
多量排出事業者による発生抑制、資源化の推進	多量排出事業者に対して「減量化及び資源化計画書」の確実な提出を求め、必要に応じて立入調査を実施するなど、事業者の取組状況を把握するとともに、ごみの減量化、資源化について助言、指導を行う。
生活排水対策	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	市広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して水質保全に関する意識啓発を図るとともに、風呂の残り湯の再利用や洗濯洗剤の適量使用についても啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道事業計画区域外では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、助成制度や積極的な啓発活動などに取り組む。

② 足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）における取り組み

有料化	
これまでの取り組みと今後の検討状況 箱根町では、ごみ処理施設に直接搬入されるごみについては、有料とし、1 kgあたり 18 円としている。また、粗大ごみの戸別収集については、電話での事前予約制により 1 個あたり 500 円としている。 公共収集ごみの処理における費用負担のあり方については、ごみの発生抑制や減量化の状況に応じて、有料化等の必要性に関して検討していく。 真鶴町、湯河原町では、一部品目の多量搬入に対し 1 kgあたり 20 円を徴収しているが、負担の公平性が確保されるごみ処理有料化は、負担軽減へのインセンティブが働き、排出抑制につながり、ごみ処理経費に対する関心が高まる等の効果も期待できることから、ごみ処理の有料化について検討していく。	
住民・来訪者の意識啓発	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した情報発信	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアなどを通じて情報を発信し、環境意識の向上を図る。
環境について学ぶ機会の提供	教育委員会や社会教育団体などと連携して、学習用教材としての副読本の作成や、ごみ処理の講習会、リサイクルの体験講座の開催などの実施について検討する。
ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。
来訪者への呼び掛け	他地域からの来訪者に対して、ごみの持ち帰りやポイ捨て防止、観光施設などでの分別排出に協力するよう、呼び掛けを継続する。

生活系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	買物袋を持参する、再生品・詰替品・リターナブル容器を利用する、フリーマーケットやバザー、資源回収活動への積極的な参加など、ごみを作らない・出さない生活スタイルづくりを呼び掛ける。
ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	それぞれ定められたごみの分別方法やステーションへの排出方法などを守ること、また、ステーションの清潔保持や適切な維持に積極的に協力するよう呼び掛ける。
生ごみの減量化	各家庭での生ごみ減量化の取組みとして、食材を使い切ること、食べ残しを出さないことで生ごみの発生を抑え、排出するときはしっかりと水を切ることを呼び掛ける。また、段ボールコンポスト等の普及促進や生ごみ処理機器の購入補助を継続する。
事業系ごみの発生抑制・減量化、資源化の推進	
事業名等	事業内容
排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	生産、流通その他の事業活動において、ごみになりにくい製品、再利用・再生利用に適した製品、再生材料を使用した製品などを購入・使用する、また、過剰な包装を控えるなど、発生・排出の抑制と資源化への取り組みを推進するよう働き掛ける。
使い捨て容器の使用抑制	使い捨ての容器がごみとして排出されることが多く見られるため、繰り返し利用可能な容器などへの転換に努めるよう働き掛ける。
食品循環資源のリサイクル推進	ホテル・旅館、飲食店などに対し、食品リサイクル法に基づく取組みのほか、さまざまな手法を活用して、食品残渣の排出量削減と資源化の推進を図るよう促していく。また、業務用生ごみ処理機の購入補助を継続する。
多量排出事業者への指導	多量のごみを排出する事業者に対して、減量化や資源化、適正な処理のための計画を策定することと、計画に基づき着実に取組みがなされるよう指導する。
生活排水対策	
事業名等	事業内容
各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	町広報その他の刊行物、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用して水質保全に関する意識啓発を図る。
生活排水処理施設整備の促進	良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止、家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、下水道の整備及び接続の促進、また、下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図る。

(2) 処理体制

生活系ごみ及び事業系ごみの分別区分と処理方法については表4、分別の内容については表5のとおりである。現状においては、各市町がそれぞれの状況に対応した体制を整え、適正に処理を行っている。

今後は、足柄下郡3町の処理を集約化して、処理施設の能力と効率性を向上させ、地域内に「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムを整え、緊急時だけでなく平常時においても、系統間相互でごみの受け入れが可能な体制とすることで、地域全体のリサイクル推進と処理の合理化・効率化、安定性向上を図る。

なお、ごみの系統間相互受け入れを円滑に行ううえで、処理施設に搬入されるごみの質・性状などが、できるだけ揃っていることが望ましいため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などについて、引き続き検討していくこととする。

① 生活系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

小田原市は、「小田原市清掃工場」で、可燃ごみを焼却処理し、焼却灰の一部を県外の民間資源化業者に委託（溶融、焼成など）して資源化し、その他を「小田原市堀ヶ窪埋立処分場」及び県外の民間処分場で埋立処分している。

現在、資源化しているものとして、かん類、びん類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの、紙（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙）・布類、廃食用油、蛍光灯、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、ビデオテープ・カセットテープ、燃せないごみや大型ごみとして回収される金属類などが該当する。

かん類は、民間事業者へ売却し、資源化している。びん類のうち、ビールびんなどの生きびんは、民間事業者へ売却し、再利用するなど資源化している。その他のびんは、色別に分けて（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化している。

ペットボトルは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化している。

トレー類・表示のあるものは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化している。

紙・布類については、古紙問屋に引き渡し、新聞紙、雑紙、段ボールなどの品目ごとに資源化している。「その他紙」の回収量は増加しているが、インターネットやスマートフォン等の普及により、新聞や雑誌などが紙媒体から電子媒体へと移行している影響で、その他の品目の回収量は減少傾向にある。

燃せないごみや大型ごみは破碎し、鉄やアルミなどを選別し、資源化している。破碎後の可燃残さと不燃残さについては、溶融処理・焼却処理により資源化を図るとともに一部を埋立処分している。

また、スプレー缶などのうち蛍光灯や乾電池からは鉄、亜鉛、水銀などの金属類を回収

するなど資源化し、ビデオテープ・カセットテープは固形燃料等に資源化している。

廃食用油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、資源化している。

なお、ごみの焼却により発生する焼却灰は、民間事業者に委託し、主に埋立処理しており、一部を熔融処理、焼成処理などにより資源化している。平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続いたことから、資源化に捉われず、「まず処分すること」を考え、取り組んできた。

今後も、現在の処理体制を継続するものとして、より一層の可燃ごみ減量化と資源化の推進に向けて、資源ごみの分別を徹底する方策や、剪定枝の資源化の実施について検討する。また、焼却施設については、平成 28 年度から令和元年度にかけて、基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減に努めたほか、長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図った。一方、最終処分場については残余容量がわずかとなっているため、焼却灰の資源化・処分ルート維持、拡大を図るものとする。

イ 箱根町

箱根町は、「環境センター清掃第 1 プラント（ごみ焼却施設）」で、可燃ごみと、「同（粗大ごみ処理施設）」から発生する破碎・選別後の残渣を焼却処理し、処理後の飛灰と不燃物を「第 2 一般廃棄物最終処分場」で埋立処分している。

不燃ごみ、粗大ごみは、破碎・選別し、アルミや鉄等の金属類を資源化業者へ引き渡して資源化しており、資源化できない物はごみ焼却施設で焼却している。

缶及びスプレー缶は、不燃ごみ等と同様に破碎・選別処理をし、アルミや鉄等の金属類を資源化業者で資源化する。びんは手選別し、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化している。

ペットボトルはペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包して、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡して再商品化している。また、乾電池、蛍光灯・電球は異物を除去し、それぞれ保管したのち資源化業者へ引き渡して資源化している。

容器包装プラスチックとその他紙は、民間の事業者において選別・圧縮・梱包し、容器包装プラスチックは、日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し、その他紙は、資源化業者へ引き渡して資源化している。その他紙以外の古紙・布類、使用済食用油は直接、資源化業者で資源化している。

今後は、第 2 次計画期間に予定している足柄下郡の処理集約までの間、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、ごみの減量化と資源化の推進を図っていく。

ウ 真鶴町、湯河原町

真鶴町と湯河原町は、昭和 52 年に「湯河原町真鶴町衛生組合」を設立し、ごみの中間処理と最終処分を共同で行っている。

各町から収集されたごみは、「湯河原美化センター」で、可燃ごみと、「湯河原美化センター粗大ごみ処理施設」から発生する破砕・選別後の可燃物を焼却処理している。

粗大ごみ処理施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、スプレー缶類を破砕・選別し、新聞などの紙類や、乾電池、蛍光灯を選別・貯留して、資源物はそれぞれ民間資源化業者などに売却している。また、不燃残渣を県外の民間事業者へ委託して資源化している。

びん、ペットボトルは、「選別処理施設」において選別（圧縮・梱包）のうえ、日本容器包装リサイクル協会の指定業者へ引き渡して資源化している。

焼却残渣を埋立処分する「湯河原町真鶴町衛生組合一般廃棄物最終処分場」については、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて最終処分場再生事業を実施し、被覆型の処分場として再生して、十分な埋立容量を確保した。

今後は、現在の処理体制の適切な維持運営に努めるとともに、既存焼却施設の活用による足柄下郡の処理集約に向け、各種の調査、計画策定などの事業を順次実施していく。また、資源化の推進と最終処分量の削減に向け、容器包装プラスチックの資源化実施に向けた検討を行う。

② 事業系ごみの処理体制の現状と今後

ア 小田原市

排出事業者は、原則として自らまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者により、市の処理施設へごみを搬入できることになっている。また、可燃ごみについては、例外的に 1 か月当たりの排出量が 300 kg 以内の事業者は、申告することによりごみ集積場に排出できることとしている。

市の処理施設に搬入される廃棄物については、随時搬入時に検査を実施し、資源物や不燃物が混入される等の分別が徹底されていない排出事業者に対して指導を行っている。

今後は、事業系ごみの資源化について一層の周知を図るとともに、食品関連事業者には食品リサイクル法に基づく再生利用を促す等、徹底を図っていく。

イ 箱根町

1 日当たりの排出量が 10 kg 以内の事業者は、町に収集を依頼することができ、その他の事業者は、排出者または許可業者により、町の処理施設へ搬入することとしている。

総排出量の約 80 パーセントを占める事業系ごみの排出抑制を進めるため、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを指導していく。特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対してごみの減量を働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導していく。

ウ 真鶴町、湯河原町

1日当たりの排出量が500kg未満の事業者については、町のごみ集積場にも排出できることとしている。

今後も、現在と同様に収集、処理を行う予定であるが、事業者の責任範囲の拡大や事業者間の公平性等の観点、また、処理集約化を踏まえ、地域内での不公平感が生じないよう、排出制限量などを揃える方向で検討する。

また、再生利用できるものは積極的に資源化を推進して排出抑制に努めることを、特に、食品残渣を可燃ごみとして排出しているホテル・旅館、飲食店などに対して働きかけるとともに、分別排出の徹底を指導していく。

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

小田原市と箱根町は現状取り扱っておらず、今後も扱う予定がない。

湯河原町真鶴町衛生組合は、建設業関係の木くず（廃木材）を破砕、チップ化して資源化している。処理集約化が予定されることから、取り扱いの継続について検討中である。

④ 効率的なごみの運搬

足柄下郡におけるごみ焼却施設の集約に伴い、箱根町からの運搬距離が増大することから、箱根町内に可燃ごみ中継施設を整備し、温室効果ガスの排出量削減と収集運搬経費の削減を図る。

⑤ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、各市町において、公共下水道の整備の促進と、下水道計画区域外での合併処理浄化槽の普及促進に努める。

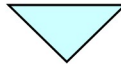
また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、現在、各市町がそれぞれの方法で行っている処理を適切に継続していく。

⑥ 今後の処理体制の要点

- ◇ 焼却施設を集約するまでの経過措置として、「小田原市」と「足柄下郡」の2系統の処理・リサイクルシステムの構築を目指し、平常時・緊急時の相互バックアップを図る。
- ◇ 箱根町、真鶴町、湯河原町は、ごみ処理の集約化に向け、湯河原町真鶴町衛生組合は、焼却施設の基幹的設備改良及び24時間運転への変更を行うとともに、箱根町は、効率的なごみの輸送を行うため、可燃ごみ中継施設を整備する。
- ◇ 剪定枝については、更なる資源化を推進するため、「ストックヤード」を箱根町内に新たに整備する。
- ◇ 小田原市は、焼却施設の延命化を図るとともに、剪定枝の資源化などについて検討する。
- ◇ 各市町は、最終処分量の削減のため、焼却残渣その他の資源化について検討する。
- ◇ 系統間でのごみ相互受け入れの円滑化のため、地域内の分別区分や資源化品目の統一などを進める。

表4 小田原・足柄下地域各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（平成30年度）											
小田原市				箱根町				湯河原町・真鶴町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃せるごみ	焼却→焼却灰資源化、埋立	清掃工場	51,030	燃せるごみ	焼却→埋立	環境センター (焼却施設)	13,662	燃せるごみ	焼却→埋立	湯河原美化センター(焼却施設)	14,068
燃せないごみ	破砕・選別→売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	3,461	燃せないごみ (その他)	破砕・選別	環境センター (粗大ごみ処理施設)	116	燃せるごみ	破砕・選別	湯河原美化センター (粗大ごみ処理施設)	365
大型ごみ			347	粗大ごみ	→売却、焼却・埋立		1,101	粗大ごみ	→売却、埋立		216
かん類	選別→売却		532	かん	破砕・選別→売却 (スプレー缶含む)		449	かん	破砕・選別→売却 (スプレー缶含む)		109
びん類	選別→指定法人		1,275	燃せないごみ (ビン)	選別→指定法人		548	びん	選別→指定法人、売却	選別処理施設	414
ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	ペットボトル減容施設	724	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	(ペットボトル処理施設)	35	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人		109
トレー類、 表示のあるもの	リサイクル 選別、圧縮梱包→指定法人	(委託業者)	2,063	容器包装プラスチック	リサイクル 委託	(処理業者)	60	—	リサイクル —	—	—
紙・布類	委託	(古紙組合)	9,536	古紙・布類	委託	(古紙業者)	311	新聞・雑かみ	選別→売却	湯河原美化センター (粗大ごみ処理施設)	600
								ダンボール・紙パック			247
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留→資源化業者	リサイクルセンター	251	燃せないごみ (蛍光灯ほか)	選別・貯留→資源化業者	環境センター (粗大施設)	7	不燃ごみ(蛍光灯、乾電池)	選別・貯留→資源化業者		0.5
				使用済食用油	委託	(廃油業者)	9	使用済食用油	委託	(廃油業者)	1.5



今 後（令和9年度・第2次計画期間終了後）											
小田原市				箱根町				湯河原町・真鶴町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃せるごみ	焼却→焼却灰資源化、埋立	清掃工場	46,450	燃せるごみ	焼却→埋立	湯河原美化センター(焼却施設)	12,061	燃せるごみ	焼却→埋立	湯河原美化センター(焼却施設)	12,705
プラスチック資源	検討中	検討中	—	プラスチック資源	検討中	検討中	—	プラスチック資源	検討中	検討中	—
燃せないごみ	破砕・選別→売却、残渣資源化、埋立	リサイクルセンター	3,151	燃せないごみ (その他)	破砕・選別	環境センター (粗大ごみ処理施設)	101	燃せるごみ	破砕・選別	湯河原美化センター (粗大ごみ処理施設)	341
大型ごみ			316	粗大ごみ	→売却、焼却・埋立		1,022	粗大ごみ	→売却、埋立		200
かん類	選別→売却		484	かん	破砕・選別→売却 (スプレー缶含む)		393	かん	破砕・選別→売却 (スプレー缶含む)		101
びん類	選別→指定法人		1,161	燃せないごみ (ビン)	選別→指定法人		479	びん	選別→指定法人、売却	選別処理施設	385
ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	ペットボトル減容施設	659	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人	(ペットボトル処理施設)	40	ペットボトル	選別、圧縮梱包→指定法人		101
トレー類、 表示のあるもの	リサイクル 選別、圧縮梱包→指定法人	(委託業者)	1,878	容器包装プラスチック	リサイクル 委託	(処理業者)	74	容器包装プラスチック	リサイクル 委託	(処理業者)	70
紙・布類	委託	(古紙組合)	8,880	古紙・布類	委託	(古紙業者)	664	新聞・雑かみ	選別→売却	湯河原美化センター (粗大ごみ処理施設)	756
								ダンボール・紙パック			325
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油ほか	選別・貯留→資源化業者	リサイクルセンター	229	燃せないごみ (蛍光灯ほか)	選別・貯留→資源化業者	環境センター (粗大施設)	6	不燃ごみ(蛍光灯、乾電池)	選別・貯留→資源化業者		1
				使用済食用油	委託	(廃油業者)	8	使用済食用油	委託	(廃油業者)	2
処理集約に向け、分別区分や資源化品目の統一、資源化量増加などについて検討											

表5 ごみの分別の内容

小田原市		箱根町		湯河原町真鶴町衛生組合	
分別区分	内容	分別区分	内容	分別区分	内容
燃せないごみ	生ごみ…残菜、貝殻、タバコの吸殻など 木くず…刈込み、振くず、竹など 革製品…はきもの、カバンなど ゴム類…長靴など 繊維類…座布団、布団やどてらなど綿入りのもの、縫巾、裁断くず、カーテン 紙くず…汚れている紙、紙おむつ、油紙、感熱紙、カーボン紙	燃せないごみ	生ごみ…調理くず、残飯、貝殻など 小枝・竹・板くず、草、葉 革製品…カバン、くつ、ベルトなど 紙くず…紙おむつ、使ったティッシュペーパー、油紙、カーボン紙など プラスチック・ゴム類…おもちゃ、文房具、CD、DVD、ビデオテープ、歯ブラシ、長くつ、ホースなど その他…衣類(シャツ類以外のもの)、まぐら、座布団、ぬいぐるみ、スポンジ、割りばし、使用済みのアルミはく、ラップ類など	可燃ごみ	台所のごみ…調理くず、魚の骨、貝殻、くたもの皮など 木くず、木の枝、葉(少量) 皮革製品 紙くず 衣類、布類、シーツ、座布団、ポロ切れなど プラスチック製品、ビニール製品など
	金属混合物など…なべ、やかん、フライパン、かき、一斗缶や大型缶(お菓子、ミルク、お茶葉の缶など) 容器以外のプラスチック…おもちゃ、プランター、CD、DVDなど 陶磁器類…茶碗、皿、鉢、花瓶など ガラスくず類…鏡、電球、グローランプ、割れた蛍光灯、化粧品 のびん、ガラスのコップ 電気製品…トースター、ドライヤー、炊飯器など		燃せないごみ (その他)		小型電機器具類…トースター、ヘアードライヤーなど ガラス製品…コップ、化粧品のはん、灰皿など 陶磁器類…茶わん、皿、植木鉢、花瓶など 金属類…やかん、フライパン、一斗缶、こうもりがきなど
大型ごみ	家具類、家電リサイクル法対象品目ではない家電製品、電具類、自転車など	粗大ごみ	たんず、机、いす、自転車、石油ストーブ、ふとんなど	粗大ごみ	家具類、電具類、電気器具(家電リサイクル法対象品目以外)、ガス、石油器具、自転車など
かん類	ジュース缶など飲料用の缶、缶詰の缶	カン	飲料用、食料品用など	カン	ビール・ジュースなどの飲料缶、缶詰・菓子缶などの食品缶、スプレー缶・カセットボンベなど
びん類	飲み物、食べ物などの各種びん(割れたびんを含む)	燃せないごみ (びん)	飲料用、食料品用など	びん	食料品や飲料の入ったびん
ペットボトル	飲料用、しょうゆ、酒、みりん	ペットボトル	飲料用、調味料用など	ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料などの飲料用、焼酎・酒類、本みりんなどの酒類用、しょうゆ用
トレー類・  表示のあるもの	トレー…色もの、白色、透明 袋類…ポリ袋、ビニール袋 プラスチック容器…洗剤容器、卵の容器、ペットボトルのキャップ、食用油の容器、ソースの容器、発泡スチロールの箱など	容器・包装プラスチック	ボトル類、カップ・パック・トレイ類、包装類、発泡スチロールなど	—	—
紙、布類	新聞紙…新聞紙、新聞の折り込み広告 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱など 段ボール 紙バック…500mm以上のもの(中が銀色のものはその他紙) その他紙…メタ紙、レシート、菓子箱、手紙、小さな紙バックなど 布類…シャツ類、シーツ、毛布、タオルなど	古紙・布類	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌…雑誌、書籍、包装紙、化粧箱、パンフレット、ノート、コピー用紙類など ダンボール 紙バック…牛乳、飲料用など(中が銀色のものはその他紙) その他紙…菓子など小さな箱類、メタ紙類、手紙類、紙コップ、家庭から出るシュレツダごみ、紙製容器包装マークがついているものなど 布類…シャツ類、シーツ、タオル類など	新聞紙…新聞紙、折り込みチラシ 雑誌…雑誌、書籍、パンフレット、カタログ、書類、包装紙など シュレツダごみ	
蛍光灯、乾電池、スプレー缶、廃食用油 ほか	割れていない蛍光灯 各種スプレー缶とカセットボンベ 簡易乾電池、ライター ビデオテープ、カセットテープ 食用油	燃せないごみ (蛍光灯ほか)	蛍光管・電球、ボタン電池、充電式電池以外の乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライターなど	不燃ごみ (蛍光灯、乾電池)	蛍光灯、電球、乾電池(ニッカド、ボタン型は除く)
		使用済食用油	使用済の食用油	使用済食用油	使用済の食用油

(3) 処理施設等の整備

① 廃棄物処理施設

(2)の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

なお、事業番号2については、第2次計画期間以降において整備を行う予定とし、事業番号1については、全体事業の進捗状況を考慮し、今後の地域計画の中で整備を検討していく。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	エネルギー回収推進施設 (新設整備事業)	(仮称)エネルギー回収施設 整備事業	未定	未定	第3次計画期間 以降に整備を検討	—	○
2	最終処分場 (新設整備事業)	(仮称)最終処分場整備事業	未定	未定	第3次計画期間 以降に整備を検討	—	○
3	焼却施設 (基幹的設備改良事業)	湯河原美化センター 基幹的設備改良事業	105t/日 (基幹改良後)	真鶴町・ 湯河原町	R5～R7	—	○
4	マテリアルリサイクル 推進施設 (新設整備事業)	箱根町剪定枝等ストックヤード 整備事業	194.5m ² 5.2t/日 (整備後)	箱根町	R8	—	○
6	廃棄物運搬中継施設 (新設整備事業)	箱根町可燃ごみ中継施設整備事 業	52t/日 (整備後)	箱根町	R5～R8	—	○

(整備理由)

事業番号1 施設の新設、処理の集約、省エネルギー化と有効利用

事業番号2 施設の新設、処理の集約、地域内の埋立容量の確保

事業番号3 既存施設の老朽化、処理の集約、省エネルギー化と有効利用

事業番号4 資源化の推進、最終処分量の削減

事業番号6 効率的なごみの輸送、処理の集約

② 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

整備施設種類	直近の整備済 基数(基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	2,878	211	1,330		
小田原市	2,692	141	924	R2～R8	—
箱根町	64	7	49	R2～R8	—
真鶴町	57	56	322	R2～R8	—
湯河原町	65	7	35	R2～R8	—
公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0		—
その他地方単独事業	0	0	0		—
合 計	2,878	211	1,330		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 8 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過 措置の適用事業
31	湯河原美化センター基幹的設備改良事業（事業番号 3）に係る計画策定等事業	契約発注支援等	R4～R5	○
	湯河原美化センター基幹的設備改良事業（事業番号 3）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R4～R5	○
32	箱根町可燃ごみ中継施設整備事業（事業番号 6）に係る施設整備基本計画策定事業	施設整備基本計画	R2	○
	箱根町可燃ごみ中継施設整備事業（事業番号 6）に係る発注仕様書作成事業	発注仕様書作成	R3	○
	箱根町剪定枝等ストックヤード整備事業（事業番号 4）に係る焼却施設解体のための調査事業	焼却施設解体のための調査事業	R3～R4	○
	箱根町剪定枝等ストックヤード整備事業（事業番号 4）及び箱根町可燃ごみ中継施設整備事業（事業番号 6）に係る発注支援等	発注支援等	R4～R5	○

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

① きれいなまちづくりの推進

各市町において、地域住民や事業者、ボランティア団体などと連携して、地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パトロールなどの取組みが行われている。今後も活動を推進して地域の環境美化に努める。

② 不法投棄対策の推進

各市町において、不法投棄を未然に防ぐため、地域住民や関係機関と連携を図りながら監視パトロールを実施するとともに、特に悪質なケースについては法令に基づき措置を講ずるなど、さまざまな取組みを行っている。今後も引き続き対策を推進する。

③ 海岸漂着ごみの適正な処理

相模湾に面する小田原市、真鶴町、湯河原町は、公益財団法人かながわ海岸美化財団が行う海岸清掃・美化活動に協力するとともに、海岸に漂着した各種のごみを適正に処理している。今後も継続して活動を推進する。

④ 災害時の適正な廃棄物処理

災害時等の廃棄物処理については、小田原市、箱根町、真鶴町は地域防災計画や災害廃棄物処理計画、自治体間の相互支援協定などに基づき災害廃棄物の処理を行う。湯河原町は災害廃棄物対策指針および神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理計画の作成を行っている。各関係機関や団体などと連携して、適正かつ円滑に処理を行う体制の確保を図るほか、「小田原市」と「足柄下郡」の2系統のシステムを構築することにより、相互のバックアップ体制を確立する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

小田原・足柄下地域各市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、小田原・足柄下地域各市町、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

— 添 付 書 類 —

- ▶ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ▶ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ▶ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- ▶ 参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）
- ▶ 参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ▶ 参考資料様式 4 施設概要（廃棄物運搬中継施設系）
- ▶ 参考資料様式 7 施設概要（浄化槽系）
- ▶ 参考資料様式 8 計画支援概要

- ▶ 添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフほか
- ▶ 添付資料 2 計画地域内の施設の状況（現況・予定）
- ▶ 添付資料 3 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	小田原・足柄下地域	(2) 地域内人口	233,695人	(3) 地域面積	254.69 ㌦
(4) 構成市町名	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町衛生組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：湯河原町、真鶴町		設立年月日：昭和52年2月1日設立		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

年 指標・単位		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和9年度(2027年度)
排出量	事業系 総排出量（トン）	29, 905	28, 920	30, 241	32, 901	32, 470	32, 000（ -1. 4%）
	1事業所当たりの排出量（トン／事業所）	2. 6	2. 5	2. 6	2. 8	2. 8	2. 68（ -3. 3%）
	生活系 総排出量（トン）	77, 425	75, 529	73, 941	70, 079	69, 167	60, 843（ -12. 0%）
	1人当たりの排出量（kg／人）	240. 8	234. 9	229. 9	217. 9	215. 1	202. 9（ -5. 7%）
	合 計 事業系生活系排出量合計（トン）	107, 330	104, 449	104, 182	102, 980	101, 637	92, 843（ -8. 7%）
再生利用量	直接資源化量（トン）	13, 101（12. 2%）	12, 663（12. 1%）	12, 046（11. 6%）	11, 333（11. 0%）	10, 844（10. 7%）	11, 702（ 12. 6%）
	総資源化量（トン）	20, 817（19. 4%）	21, 338（20. 4%）	20, 502（19. 7%）	19, 951（19. 4%）	19, 144（18. 8%）	22, 226（ 23. 9%）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	0	0	0	0	0	0
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理後前後の差 トン）	74, 816（69. 7%）	73, 011（69. 9%）	72, 774（69. 9%）	72, 467（70. 4%）	72, 262（71. 1%）	63, 399（ 68. 3%）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	11, 912（11. 1%）	10, 198（9. 8%）	10, 997（10. 6%）	10, 691（10. 4%）	10, 309（10. 1%）	7, 300（ 7. 9%）

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料1）

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

小田原市と箱根町は一般廃棄物処理基本計画で設定している目標値から推計した数値を目標としている。
真鶴町と湯河原町は一般廃棄物処理基本計画を策定中であり、目標年度の数値が現在ないことから、本計画用に目標値を設定している。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	小田原市清掃工場	小田原市	ストーカー 全連続	180t/日	S54. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	H28～H31基幹改良 2 炉のうち 1 炉のみ更新
ごみ焼却施設	小田原市清掃工場	小田原市	ストーカー 全連続	150t/日	H3. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	H28～H31基幹改良
粗大ごみ処理施設	可燃性粗大ごみ破砕施設	小田原市	破砕	30t/5H	S54. 10	H30. 4		浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	ごみ焼却施設の 前処理施設としたため
粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター (不燃性粗大ごみ処理施設)	小田原市	破砕・選別	30t/5H	H9. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
資源化施設	リサイクルセンター (びん・缶選別施設)	小田原市	選別・圧縮	15. 8t/5H	H8. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
資源化施設	ペットボトル減容施設	小田原市	選別・圧縮・梱包	4. 9t/5H	H15. 11			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
最終処分場	堀ヶ窪埋立処分場	小田原市	サンドイッチ方式	87, 838㎡	S61. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
ごみ焼却施設	環境センター清掃第17'ラント (ごみ焼却施設)	箱根町	流動床 准連続	135t/日	H5. 4	R7. 9	R8. 11	浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	
粗大ごみ処理施設	環境センター清掃第17'ラント (粗大ごみ処理施設)	箱根町	破砕・選別・圧縮	30t/5H	H5. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
資源化施設	“ (‘ペットボトル処理施設)	箱根町	圧縮・梱包	0. 7t/5H	H11. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
最終処分場	第 2 一般廃棄物最終処分場	箱根町	サンドイッチ方式	49, 000㎡	H15. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
し尿処理施設	環境センター清掃第27'ラント (し尿処理施設)	箱根町	嫌気性消化＋活性汚泥法	47kg/日	S38. 4			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
ごみ焼却施設	湯河原美化センター	湯河原町真鶴町衛生組合	ストーカー 准連続	70t/日	H9. 6			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	R5～R76基幹改良
粗大ごみ処理施設	湯河原美化センター粗大ごみ処理施設	湯河原町真鶴町衛生組合	破砕・選別・圧縮	24t/5H	H2. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
資源化施設	(廃木材処理施設)	湯河原町真鶴町衛生組合	移動式破砕機	3t/5H	H27. 12			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
資源化施設	選別処理施設	湯河原町真鶴町衛生組合	選別・圧縮・梱包	PET 1. 5t/5H びん4. 8t/5H	H13. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	湯河原町真鶴町衛生組合	セメント混練埋立	77, 350㎡	H31. 3			浸水する想定がないため、特段の対策は講じていない	継続使用

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施する ための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	小田原市清掃工場	小田原市	ストーカー 全連続	180t/日	R2. 3	既存老朽化 省エネ化	無		浸水する想定がないため、特段の 対策は講じていない	－	
ごみ焼却施設	小田原市清掃工場	小田原市	ストーカー 全連続	150t/日	R2. 3	既存老朽化 省エネ化	無		浸水する想定がないため、特段の 対策は講じていない	－	
廃棄物運搬中継施設	環境センター清掃第17'ラント (ごみ焼却施設)	箱根町	コンバウタ・コンテナ方式 ビット・クレーン方式	52t/日	R7. 9	効率的なごみの輸送及び 処理の集約	有 箱根町環境センター		浸水する想定がないため、特段の 対策は講じていない	－	
マテリアルリサイクル推進施設	環境センター清掃第17'ラント (ごみ焼却施設)	箱根町	選別・保管 ・積込・搬出等	194. 5㎡ (5. 2t/日)	R9. 2	焼却量の削減及び 資源化の推進	有 箱根町環境センター		浸水する想定がないため、特段の 対策は講じていない	－	
ごみ焼却施設	湯河原美化センター	湯河原町真鶴町衛生組合	ストーカー 全連続	105t/24h	R7. 9	既存老朽化 省エネ化	無		浸水する想定がないため、特段の 対策は講じていない	－	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和9年度(2027年度)
総人口		241,560	238,231	236,787	235,588	233,695	220,573
公共下水道	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	178,728 74.0%	178,967 75.1%	178,469 75.4%	175,603 74.5%	175,189 75.0%	184,153 83.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13,974 5.8%	13,841 5.8%	13,622 5.8%	13,617 5.8%	13,769 5.9%	22,640 10.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	48,858	45,423	44,696	46,368	44,737	13,780

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

指標・単位	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基数(基)	処理人口(人)	開始年月	基数(基)	処理人口(人)	目標年次	
浄化槽設置整備事業	小田原市	2,692	9,725	H3.4	141	924	R9	
	箱根町	64	274	H14	7	49	R9	
	真鶴町	57	147	S62.4	56	322	R9	
	湯河原町	65	368	H15.4	7	35	R9	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料2)

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

	事業種別	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間		総事業費（千円）								交付対象事業費（千円）								備考
	事業名称			単位	開始	終了		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
○熱回収に関する事業						3,465,000	0	0	0	0	821,150	2,643,850	0	2,668,930	0	0	0	0	661,078	2,007,852	0	
湯河原美化センター基幹的設備改良事業		3	湯河原町真鶴町衛生組合＊	105 t/d	5	7	3,465,000	0	0	0	0	821,150	2,643,850	0	2,668,930	0	0	0	0	661,078	2,007,852	0 全体事業費： 総事業費 3,465,000千円 交付対象事業費 2,668,930千円
○リサイクルに関する事業						44,231	0	0	0	0	0	0	44,231	44,231	0	0	0	0	0	0	44,231	
箱根町剪定枝等ストックヤード整備事業		4	箱根町	194.5 m ² (5.2) (t/d)	8	8	44,231	0	0	0	0	0	44,231	44,231	0	0	0	0	0	0	44,231	全体事業費： 総事業費 44,231千円 交付対象事業費(R8) 44,231千円
○廃棄物運搬中継に関する事業						3,263,997	0	0	0	0	0	898,732	2,365,265	2,614,131	0	0	0	0	0	759,333	1,854,798	
箱根町可燃ごみ中継施設整備事業		6	箱根町	52 t/d	5	8	3,263,997	0	0	0	0	898,732	2,365,265	2,614,131	0	0	0	0	0	759,333	1,854,798	全体事業費： 総事業費 3,263,997千円 交付対象事業費(R5-R8) 2,614,131千円
○施設整備に関する計画支援事業						107,478	6,930	18,975	68,321	13,252	0	0	0	99,788	6,930	18,975	61,886	11,997	0	0	0	
湯河原美化センター基幹的設備改良事業に係る計画支援事業		31	湯河原町真鶴町衛生組合＊		4	5	45,383	0	0	35,750	9,633	0	0	37,693	0	0	29,315	8,378	0	0	0	湯河原町・真鶴町
生活環境影響調査事業					4	5	26,995	0	0	18,617	8,378	0	0	26,995	0	0	18,617	8,378	0	0	0	
免注支援事業					4	5	18,388	0	0	17,133	1,255	0	0	10,698	0	0	10,698	0	0	0	0	
箱根町可燃ごみ中継施設整備事業及び箱根町剪定枝等ストックヤード整備事業に係る計画支援事業		32	箱根町		2	5	62,095	6,930	18,975	32,571	3,619	0	0	62,095	6,930	18,975	32,571	3,619	0	0	0	
施設整備基本計画					2	2	6,930	6,930	0	0	0	0	0	6,930	6,930	0	0	0	0	0	0	
免注仕様書作成					3	3	17,600	0	17,600	0	0	0	0	17,600	0	17,600	0	0	0	0	0	
焼却施設解体のための調査事業					3	4	7,375	0	1,375	6,000	0	0	0	7,375	0	1,375	6,000	0	0	0	0	
免注支援等					4	5	30,190	0	0	26,571	3,619	0	0	30,190	0	0	26,571	3,619	0	0	0	
○浄化槽に関する事業						190,556	22,617	19,851	20,672	27,503	33,877	33,018	33,018	147,122	17,450	16,144	15,996	21,296	25,392	25,422	25,422	
浄化槽設置整備事業		5	小田原市	141 基	2	8	156,526	17,837	15,071	15,892	22,663	28,947	28,058	113,092	12,670	11,364	11,216	16,456	20,462	20,462	20,462	
		5	箱根町	7 基	2	8	5,328	714	714	714	714	804	834	834	5,328	714	714	714	714	804	834	834
		5	真鶴町	56 基	2	8	23,528	3,344	3,344	3,344	3,374	3,374	3,374	23,528	3,344	3,344	3,344	3,374	3,374	3,374	3,374	
		5	湯河原町	7 基	2	8	5,174	722	722	722	752	752	752	5,174	722	722	722	752	752	752	752	
合 計						7,071,262	29,547	38,826	88,993	40,755	855,027	3,575,600	2,442,514	5,574,202	24,380	35,119	77,882	33,293	686,470	2,792,607	1,924,451	

＊組合構成町：湯河原町、真鶴町

- ※ 1 事業番号については、計画本文 3 (3) 表 6 等に示す事業番号と一致させること。
- ※ 2 実施しない事業の欄は削除して構わない。
- ※ 3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
- ※ 4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う機関も含む。
- ※ 5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合、それぞれの事業費を別行で記載すること。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業 番号 ※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	ごみの有料化	小田原・足柄下地域によって処理する一般廃棄物の 有料化により、発生抑制に資する	各市町	2	6		基礎調査、料金・課金方法の検討								
	12	意識啓発	各種媒体を活用した情報発信	各市町	2	6		継続実施								
			環境について学ぶ機会の提供・支援	各市町	2	6		継続実施								
			ごみを作らない・出さない意識づくり	小田原市	2	6		継続実施								
			廃家電等のリサイクルに関する普及啓発	小田原市	2	6		継続実施								
			来訪者への呼び掛け	下郡3町	2	6		継続実施								
	13	生活系ごみの発生抑 制・減量化、資源化の 推進	生ごみ堆肥化プロジェクトの推進	小田原市	2	6		継続実施								
			剪定枝資源化の推進	小田原市	2	6		検討・実施								
			紙類、トレー・プラスチック容器の分別徹底	小田原市	2	6		継続実施・強化								
			古紙の収集・資源化の拡充	小田原市	2	6		継続実施								
			BDFプロジェクトの推進	小田原市	2	6		精製量の増量 参加企業の増加								
			ごみを作らない・出さない生活スタイルづくり	下郡3町	2	6		継続実施								
			ごみの分け方・出し方の徹底とマナーの向上	下郡3町	2	6		継続実施								
			生ごみの減量化	各市町	2	6		継続実施								
	14	事業系ごみの発生抑 制・減量化、資源化の 推進	事業系ごみの排出事業者への指導	小田原市	2	6		調査・指導の強化 表彰制度の検討								
			許可業者における減量化・資源化の推進	小田原市	2	6		継続実施								
			多量排出事業者における減量化、資源化の推進	小田原市	2	6		継続実施								
			排出抑制、再資源化に配慮した事業活動	下郡3町	2	6		継続実施								
			使い捨て容器の使用抑制	下郡3町	2	6		継続実施								
			食品循環資源のリサイクル推進	下郡3町	2	6		継続実施								
			多量排出事業者への指導	下郡3町	2	6		継続実施								
	15	生活排水対策	各種媒体を活用した広報、啓発活動の推進	各市町	2	6		継続実施								
			下水道の整備及び接続の促進、合併処理浄化槽の 普及促進	各市町	2	6		継続実施								
処理体制 の構築、変 更に関する もの	21	資源化品目の増加	紙・布類の収集回数の増加	小田原市	2	6		検討・実施								
			焼却残渣の資源化	下郡3町	2	6		調査・検討								
			不燃残渣、容器包装プラスチックの資源化	真鶴町 湯河原町	2	6		調査・検討								
	22	広域処理システムの構築	役割分担、体制・組織、費用負担ほかシステム構築 に向けた検討・協議	全市町	2	6		継続実施								

施策種別	事業 番号 ※	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
処理施設 の整備に 関するもの	3	湯河原美化センター基 幹的設備改良事業	熱回収施設の整備	湯河原町 真鶴町 衛生組合	5	7	○				基幹的設備 改良工事				関連事業 31	
	4	箱根町剪定枝等スト ックヤード整備事業	マテリアルリサイクル施設の整備	箱根町	8	8	○								関連事業 32	
	5	合併処理浄化槽整備 事業	合併処理浄化槽の整備	各市町	2	6	○	継続実施								
	6	箱根町可燃ごみ中継 施設整備事業	廃棄物運搬中継施設の整備	箱根町	5	8	○				可燃ごみ中継施設整備・ 焼却施設解体				関連事業 32	
施設整備 に係る計 画支援に 関するもの	31	湯河原美化センター基 幹的設備改良事業に 係る計画支援	生活環境影響調査業務	湯河原町 真鶴町 衛生組合	4	5	○								関連事業 3	
			発注仕様書作成ほか技術的支援業務		4	5										
	32	箱根町可燃ごみ中継 施設整備事業及び 箱根町剪定枝等ス tockヤード整備 事業に係る計画支 援事業	施設整備基本計画策定	箱根町	2	2	○								関連事業 4 及び 関連事業 6	
			発注仕様書作成		3	3										
			焼却施設解体のための調査事業		3	4										
			発注支援等		4	5										
その他	41	きれいなまちづくりの推 進	地域の清掃活動やポイ捨て防止のキャンペーン、パ トロールほか	各市町	2	6		継続実施								
	42	不法投棄対策の推進	監視パトロールの実施、悪質なケースへの厳正な対 応など	各市町	2	6		継続実施								
	43	海岸漂着ごみの適正な 処理	海岸清掃・美化活動への協力と、海岸に漂着したご みの適正処理	小田原市 真鶴町 湯河原町	2	6		継続実施								
	44	災害時の適正な廃棄物 処理	各関係機関や団体などと連携し、適正・円滑な処理 体制の確保を図る	全市町	2	6		継続実施								

※ 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	箱根町
(2) 施設名称	箱根町剪定枝等ストックヤード (マテリアルリサイクル推進施設)
(3) 工期 ※ 1	令和 8 年度
(4) 施設規模	面積：194.5㎡ 処理能力：5.2t/日
(5) 処理方式	選別、保管、積込、搬出等
(6) 地域計画内の役割 ※ 2	広域化に伴い箱根町の焼却処理は、現行施設を廃止し、湯河原町真鶴町衛生組合の焼却施設に統合するため、ストックヤードを整備して、従来、焼却処理していた一部の剪定枝等について、資源化を推進し、資源化率の向上及び最終処分量の削減を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無 箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体・撤去後、ストックヤードを整備する。

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	枝・葉・枯れ木類 4.2t/日 草・刈草類 1.0t/日
--------------	---------------------------------

「容器包装リサイクル施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	—
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※ 1	44,231千円うち、交付対象事業費44,231千円
-----------------	----------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合
(2) 施設名称	湯河原美化センター（基幹的設備改良事業）
(3) 工期 ※ 1	令和 5 年度 ～ 令和 7 年度
(4) 施設規模	処理能力 105t/24h（基幹改良後）
(5) 形式及び処理方式	（基幹改良後）全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ ☒ 無 2. 熱回収の有無 ☒ 有（熱利用率 未定） ・ ☐ 無
(7) 地域計画内の役割 ※ 2	令和 2 年度に策定する長寿命化計画に基づき、老朽化した現施設に対して循環型社会形成推進のための基幹的設備改良工事を実施する。 CO ₂ の削減率は 3 % 以上とする。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	k Wh／ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※ 1	3, 465, 000千円うち、交付対象事業費2, 668, 930千円
-----------------	--------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう活用するかについても記載すること。

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	箱根町
(2) 施設名称	箱根町可燃ごみ中継施設
(3) 工期 ※ 1	令和 5 年度 ～ 令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 52t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別 (<u>可燃</u>) ・ 不燃 ・ その他 () 処理方式 コンパクタ・コンテナ方式、ピット・クレーン方式
(6) 地域計画内の役割	箱根町、真鶴町、湯河原町は、ごみ処理の集約化に向け、箱根町は効率的なごみの輸送を行うため、可燃ごみ中継施設を整備する。
(7) 広域化・集約化内容	足柄下郡ブロック内において、箱根町から発生する可燃ごみを積替えし、湯河原町真鶴町衛生組合の所有する湯河原町美化センターで効率的なごみ処理を図る。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<u>有</u> 無 ・ 箱根町環境センターの建屋を利用し、焼却施設側の一部内部設備を解体・撤去後、可燃ごみ中継施設を整備する。
(9) 総事業計画額 ※ 1	3,263,997千円うち、交付対象事業費2,614,131千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	小田原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し費用を助成する。 合併処理浄化槽エリアは、原則として家屋が散在し、集合処理が適していない地域を、経済性の観点等から適切であるかを考慮して設定した。 また、下水道エリアにおいては、下水道の整備を最優先とするが、長期間整備が見込めない地域も存在することから、これらの地域についても補助を継続していく。
(4) 事業期間	令和 2 年度 ～ 令和 8 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第 3 (1) ア (キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1 1 3 , 0 9 2 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【 浄化槽設置整備事業の場合 】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	48 基 (240人分)	15,936,000	28,055,000	15,936,000
6 ～ 7 人槽	82 基 (574人分)	33,948,000	62,008,000	33,948,000
8 ～ 1 0 人槽	11 基 (110人分)	6,028,000	9,283,000	6,028,000
1 1 ～ 2 0 人槽				
2 1 ～ 3 0 人槽				
3 1 ～ 5 0 人槽				
5 1 人槽以上				
宅内配管費	140 基	42,000,000	42,000,000	42,000,000
撤去費	137 基	15,180,000	15,180,000	15,180,000
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	141 基 (924人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く	113,092,000	156,526,000	113,092,000

【 公共浄化槽等整備推進事業の場合 】

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	箱根町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3（1）ア（力）、（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 5, 328 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【 浄化槽設置整備事業の場合 】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽				
6 ～ 7 人槽	7 基 (49人分)	2,898,000	2,898,000	2,898,000
8 ～ 10 人槽				
11 ～ 20 人槽				
21 ～ 30 人槽				
31 ～ 50 人槽				
51 人槽以上				
宅内配管費	7 基	2,100,000	2,100,000	2,100,000
撤去費	3 基	330,000	330,000	330,000
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	7 基 (49人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く	5,328,000	5,328,000	5,328,000

—【 公共浄化槽等整備推進事業の場合 】—

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	真鶴町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	令和 2 年度 ～ 令和 8 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第 3 (1) ア (力)、(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 23,528 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【 浄化槽設置整備事業の場合 】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	42 基 (210人分)	13,944,000	13,944,000	13,944,000
6 ～ 7 人槽	7 基 (42人分)	2,898,000	2,898,000	2,898,000
8 ～ 10 人槽	7 基 (70人分)	3,836,000	3,836,000	3,836,000
11 ～ 20 人槽				
21 ～ 30 人槽				
31 ～ 50 人槽				
51 人槽以上				
宅内配管費	7 基	2,100,000	2,100,000	2,100,000
撤去費	7 基	750,000	750,000	750,000
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	56 基 (322人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く	23,528,000	23,528,000	23,528,000

—【 公共浄化槽等整備推進事業の場合 】—

(なし)

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。
(4) 事業期間	令和 2 年度 ～ 令和 8 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第 3 (1) ア (カ)、(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 5, 1 7 4 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【 浄化槽設置整備事業の場合 】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	7 基 (35人分)	2, 324, 000	2, 324, 000	2, 324, 000
6 ～ 7 人槽				
8 ～ 1 0 人槽				
1 1 ～ 2 0 人槽				
2 1 ～ 3 0 人槽				
3 1 ～ 5 0 人槽				
5 1 人槽以上				
宅内配管費	7 基	2, 100, 000	2, 100, 000	2, 100, 000
撤去費	7 基	750, 000	750, 000	750, 000
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災害）				
改築費（長寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	7 基 (35人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く	5, 174, 000	5, 174, 000	5, 174, 000

—【 公共浄化槽等整備推進事業の場合 】—

(なし)

計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	湯河原町真鶴町衛生組合	
(2) 事業目的	焼却施設の基幹的設備改良のため	
(3) 事業名称	湯河原美化センター基幹的設備改良事業に係る 計画策定等事業	湯河原美化センター基幹的設備改良事業に係る 生活環境影響調査事業
(4) 事業期間 ※1	令和4年度～令和5年度	令和4年度～令和5年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成ほか 技術的支援	生活環境影響調査
(6) 総事業計画額 ※1	18,388千円うち、交付対象事業費10,698千円	26,995千円うち、交付対象事業費26,995千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

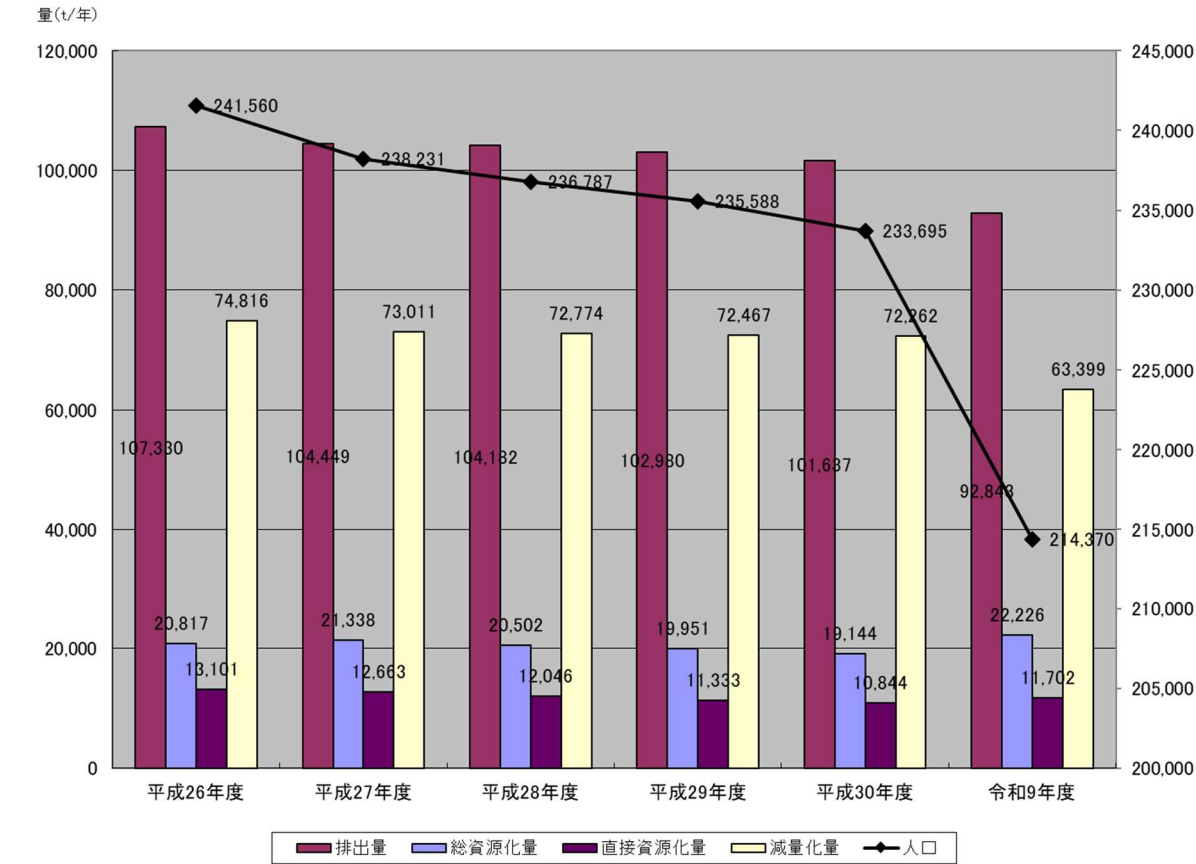
計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

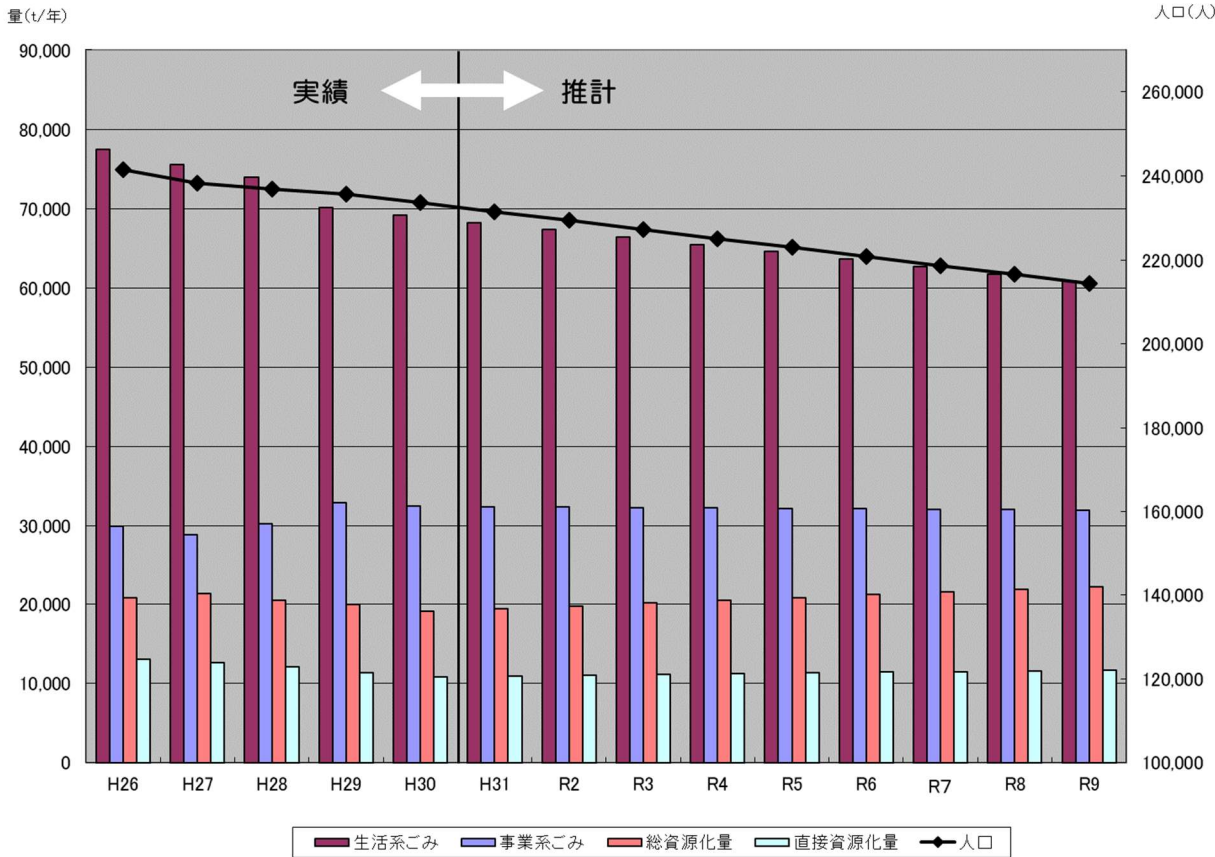
(1) 事業主体名	箱根町		
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備及び廃棄物運搬中継施設整備のため		
(3) 事業名称	箱根町可燃ごみ中継施設整備及び箱根町剪定枝等ストックヤード整備に係る施設整備基本計画策定事業	箱根町可燃ごみ中継施設整備及び箱根町剪定枝等ストックヤード整備に係る発注仕様書作成及び焼却施設解体のための調査事業	箱根町可燃ごみ中継施設整備及び箱根町剪定枝等ストックヤード整備に係る発注支援等及び焼却施設解体のための調査事業
(4) 事業期間 ※1	令和2年度	令和3年度	令和4年度～令和5年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画策定	発注仕様書作成、 焼却施設解体のための調査事業	発注支援等、 焼却施設解体のための調査事業
(6) 総事業計画額 ※1	6,930千円 うち、交付対象事業費 6,930千円	18,975千円 うち、交付対象事業費 18,975千円	36,190千円 うち、交付対象事業費 36,190千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

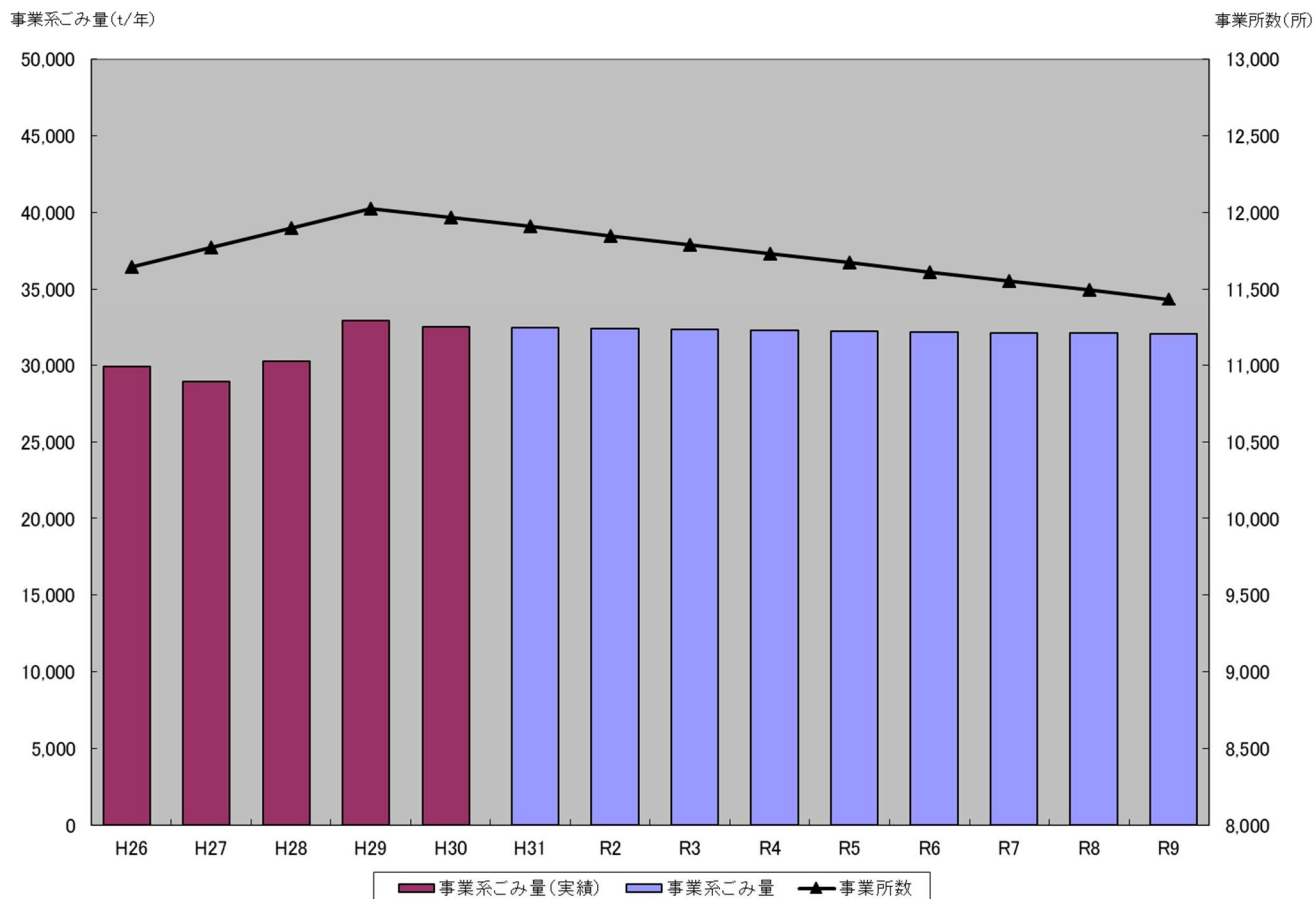
グラフ1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（小田原市・足柄下地域）



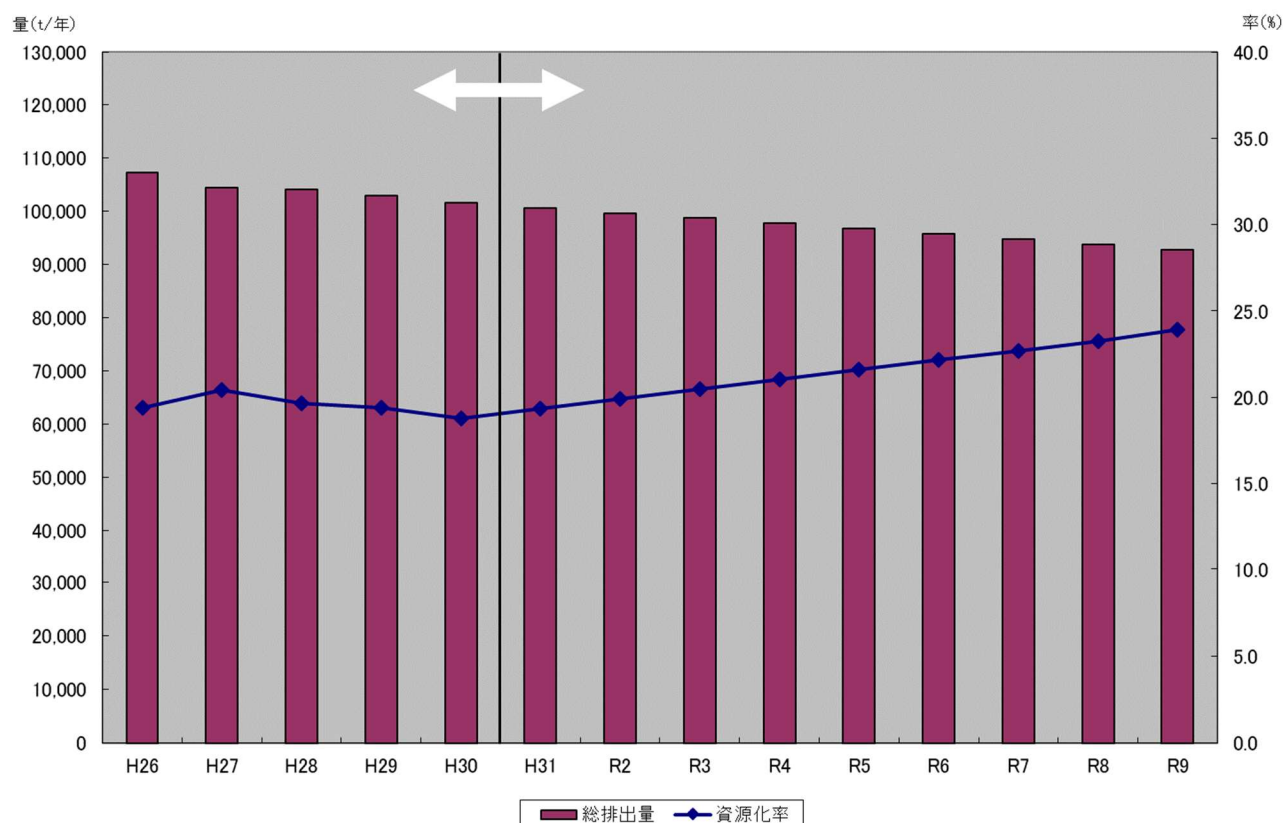
グラフ2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ量の推移）（小田原市・足柄下地域）



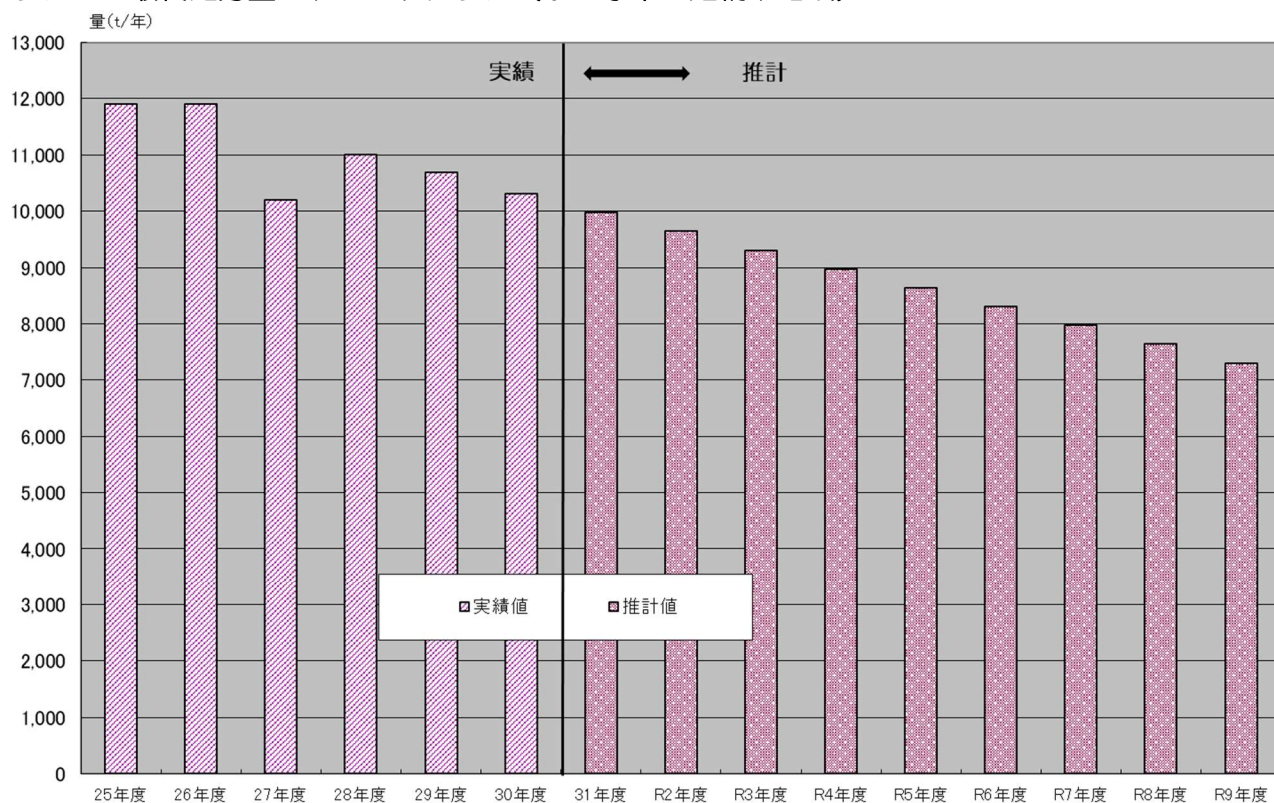
グラフ3 事業系ごみ量と事業所数の相関（小田原市・足柄下地域）



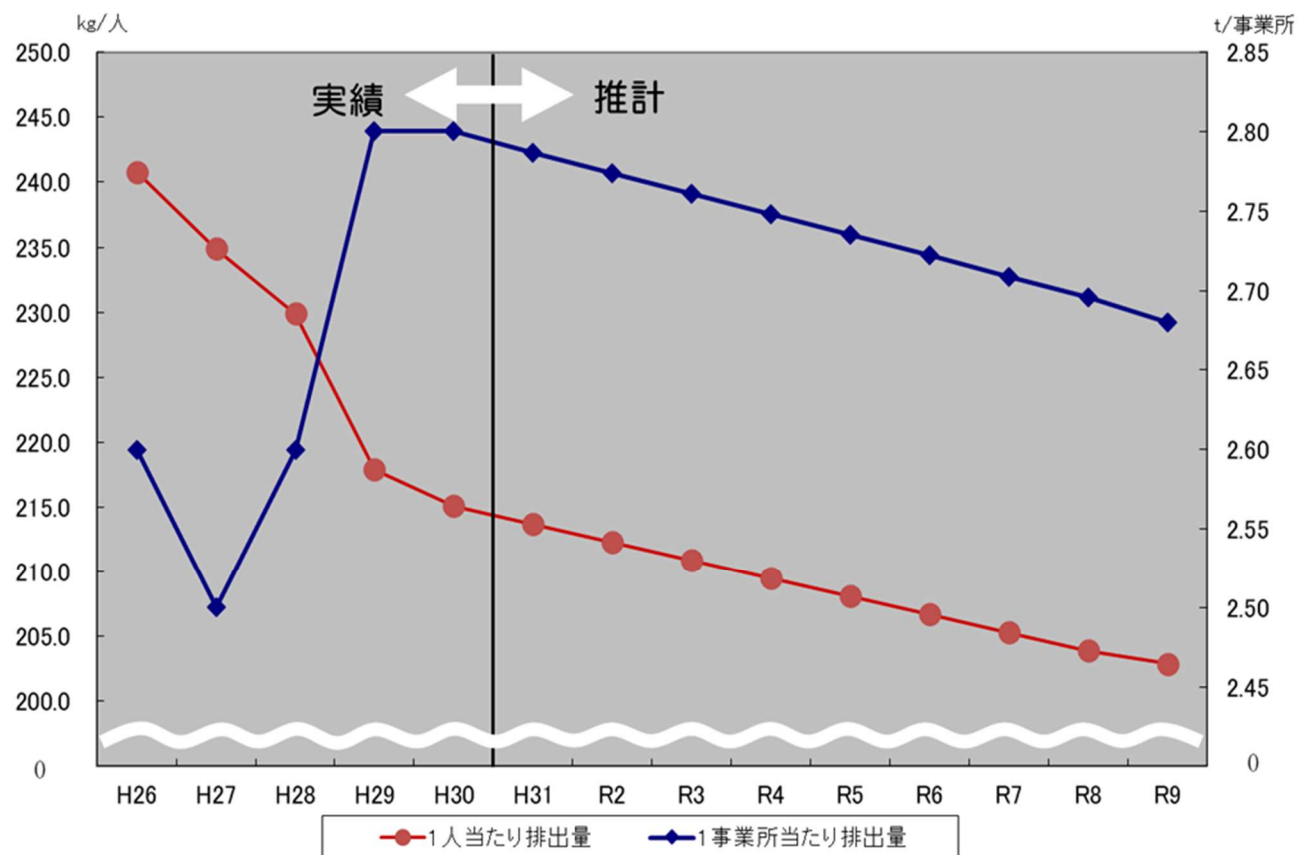
グラフ4 総排出量と資源化率の相関（小田原市・足柄下地域）



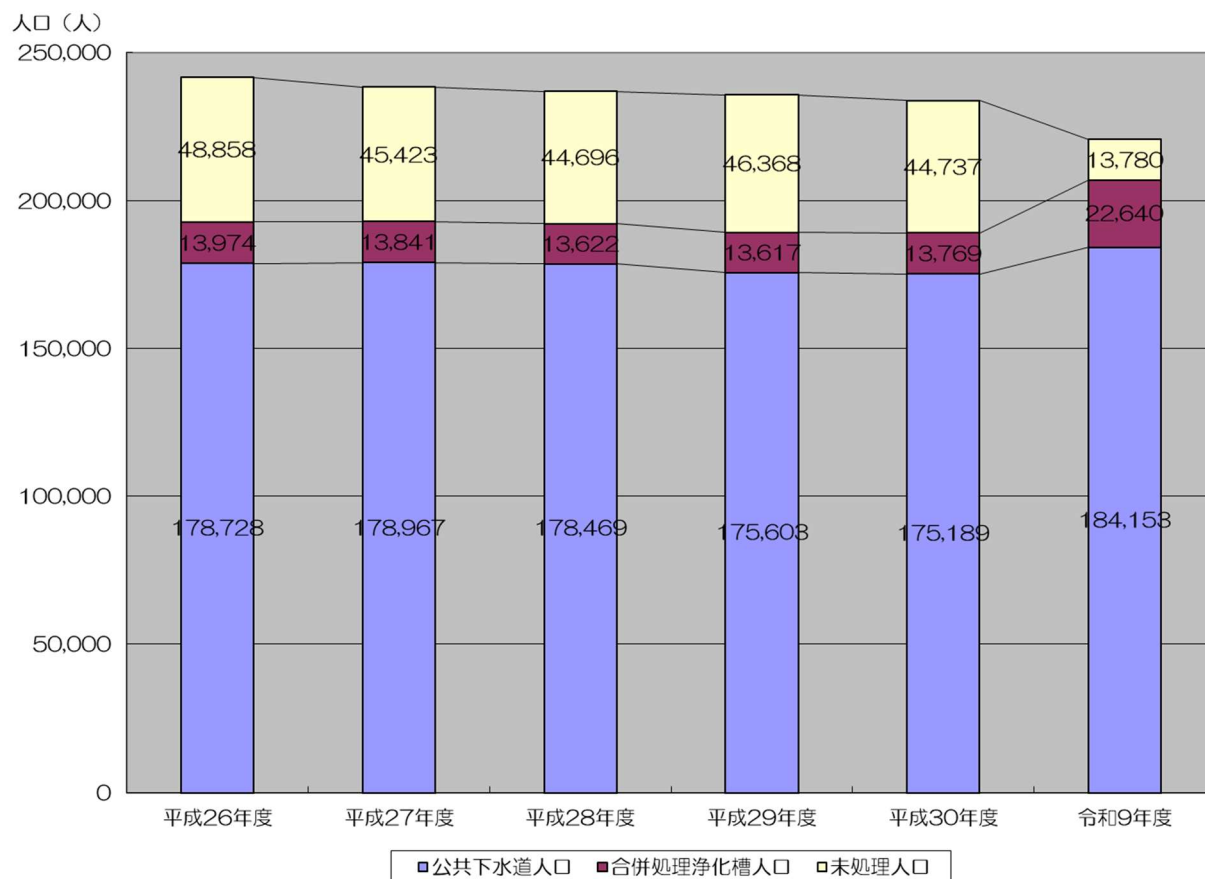
グラフ5 最終処分量のトレンドグラフ（小田原市・足柄下地域）



グラフ6 原単位のトレンドグラフ（小田原市・足柄下地域）



グラフ7 生活排水処理人口のトレンドグラフ（小田原市・足柄下地域）



※エネルギー回収量については、現状値も目標値も0であるため、グラフは省略する

○ 計画地域内の施設の状況（現況・予定）

箱根町の施設

△ 環境センター清掃第1プラント (廃棄物運搬中継施設) 52t/日 R5～R8施設整備
▲ 環境センター清掃第1プラント (粗大ごみ処理施設) 30t/5H H5.4
○ 環境センター清掃第1プラント (ペットボトル処理施設) 0.7t/5H H11.4
□ 環境センター清掃第2プラント (し尿処理施設) 47kℓ/日 S38.4
■ 第2一般廃棄物最終処分場 49,000㎡ H15.4

△ スtockヤード (リサイクルセンター)
環境センター清掃第1プラント (Stockヤード)
194.5㎡ (5.2t/日) R8 施設整備

小田原市の施設

● 小田原市清掃工場
180t/日 S54.6
150t/日 H3.4
H28～R1基幹的設備改良

■ 小田原市堀ヶ窪
埋立処分場
87,838㎡ S61.4

▲ 小田原市リサイクルセンター
(不燃粗大) 30t/5H H9.4

○ 小田原市リサイクルセンター
(びん・缶) 15.8t/5H H8.4

○ 小田原市ペットボトル減容
施設 4.9t/5H H15.11



- 【凡例】
- ごみ焼却施設
 - ▲ 粗大ごみ処理施設
 - 資源化施設
 - △ 廃棄物運搬中継施設
 - 最終処分場
 - し尿処理施設
 - ◎ エコカー回収推進施設
 - △ マテリアルサイクル推進施設

湯河原町真鶴町衛生組合の施設

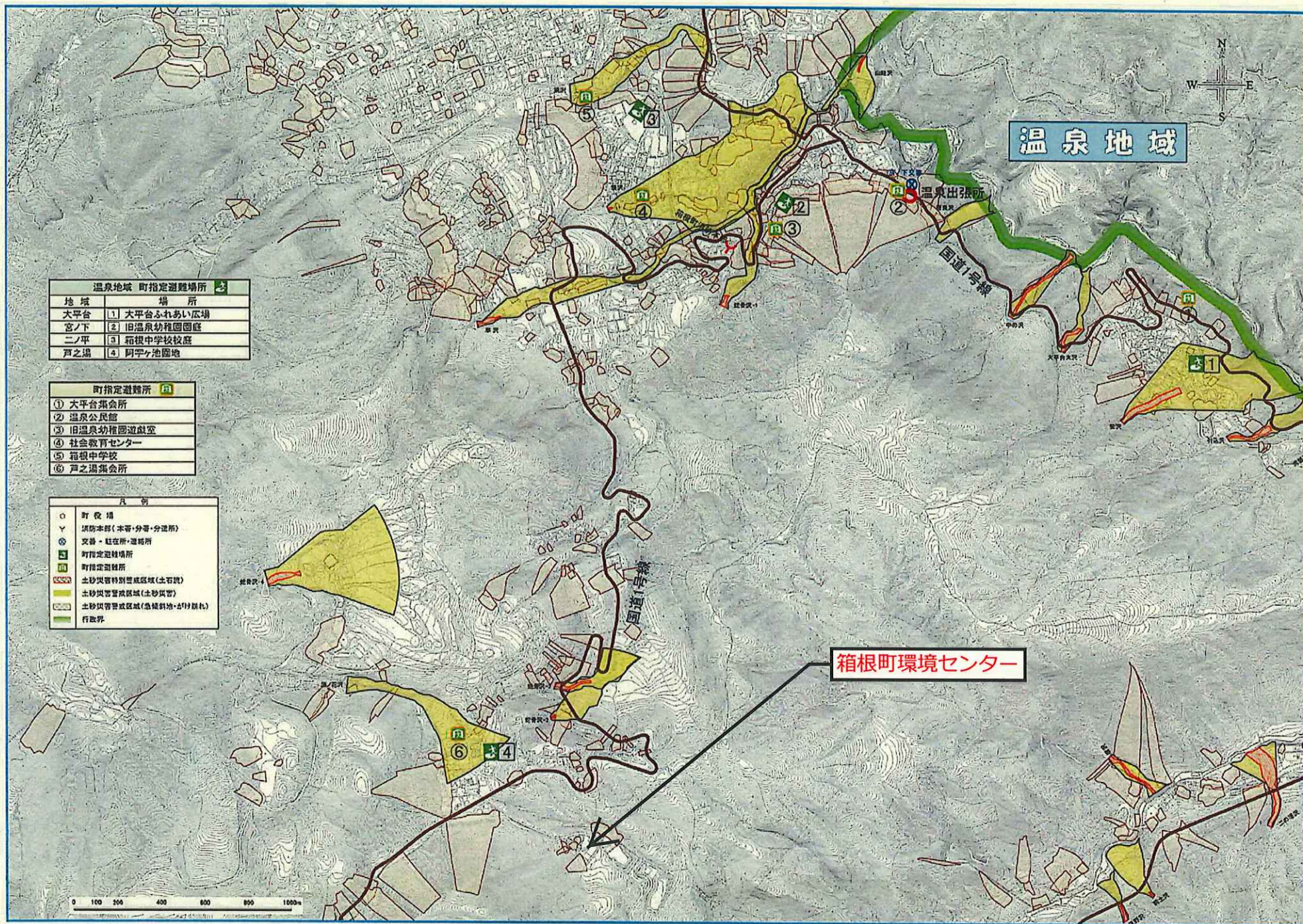
■ 湯河原町真鶴町衛生組合最終処分場
66,000㎡ S62.4
(再生事業R1.7竣工→77,350㎡)

▲ 湯河原美化センター粗大ごみ処理施設
24t/5H H2.4
(廃木材 19t/3H H11.7)

● 湯河原美化センター
70t/日 H9.7
R5～R7 基幹的設備改良 → 105t/日

○ 選別処理施設 H13.4
ペットボトル 1.5t/5H
びん 4.8t/5H







凡例

- | | | | | |
|----------------------|------------------|--------|------|---------|
| 0.5m未満の区域 | 緊急避難場所 | 広域避難場所 | 避難施設 | その他の公園等 |
| 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) | 土砂災害警戒区域 (土石流) | | | |
| 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) | 土砂災害特別警戒区域 (土石流) | | | |